

# 令和7年度第1回市川市介護保険地域運営委員会

日 時：令和7年8月6日（水）  
午後2時～午後3時15分

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

- （1）地域包括支援センターの事業報告について（報告）
- （2）地域包括支援センターの運営評価報告について（報告）
- （3）介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について（報告）
- （4）介護給付費適正化事業について（報告）
- （5）地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について（報告）
- （6）その他

### 3 閉 会

#### 《配布資料》

- ・会議次第
- ・資料1-1 高齢者サポートセンターチラシ
- ・資料1-2 令和6年度地域包括支援センターの事業報告について
- ・資料2-1 令和6年度地域包括支援センター運営評価の結果の概要
- ・資料2-2 地域包括支援センターの評価指標
- ・資料2-3 令和6年度地域包括支援センター運営評価結果一覧
- ・資料3 介護予防支援事業等の委託事業者の追加について
- ・資料4 令和6年度介護給付費適正化事業について（報告）
- ・資料5 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について



令和7年5月20日

市内15ヶ所

# 市川市高齢者サポートセンター

## (地域包括支援センター)

高齢者サポートセンターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門職員が、健康や介護の相談など、さまざまな面から支援を行います。

### こんなときはお気軽にご相談ください

#### 介護や健康に関すること

- ・介護予防サービスを利用したい
- ・身体の機能に不安がある
- ・認知症に関すること

#### さまざまな相談ごと

- ・近所のひとり暮らしの高齢者が心配
- ・福祉、保健、医療、介護に関すること

#### 権利を守ること

- ・悪質な訪問販売の被害にあった
- ・財産管理に自信がなくなった
- ・虐待にあっていてる人がある
- ・成年後見制度などの紹介

#### 市の福祉サービスに関すること

- ・要介護認定の申請代行
- ・福祉、介護サービスのご案内
- ・配食サービス
- ・高齢者見守り支援事業
- ・紙おむつの給付

お住まいの地区ごとに担当のセンターが分かれています。  
詳しくは裏面をご確認ください。

お問い合わせ

市川市福祉部地域包括支援課

市役所第一庁舎

八幡1-1-1

TEL:047-712-8545

行徳支所内

末広1-1-31

TEL:047-359-1274



市川市

# 市川市高齢者サポートセンター 一覧

窓口開設日 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
 窓口開設時間 8:45～17:15

| 番号 | センター名                  | 担当地区                                                               | 所在地                             | 電話番号          |
|----|------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------|
| ①  | 高齢者サポートセンター<br>国府台     | 国府台                                                                | 国府台5-25-4                       | ☎047-373-6539 |
| ②  | 高齢者サポートセンター<br>国分      | 北国分、中国分、堀之内、<br>稲越、東国分、国分                                          | 東国分1-27-18                      | ☎047-318-5565 |
| ③  | 高齢者サポートセンター<br>曾谷      | 曾谷                                                                 | 曾谷1-12-1                        | ☎047-371-6161 |
| ④  | 高齢者サポートセンター<br>大柏      | 大町、大野町、南大野、<br>柏井町、奉免町                                             | 大町537                           | ☎047-338-6595 |
|    |                        |                                                                    | 南大野2-3-19<br>(大柏出張所内)           | ☎047-303-9555 |
| ⑤  | 高齢者サポートセンター<br>宮久保・下貝塚 | 宮久保、下貝塚                                                            | 下貝塚3-31-2                       | ☎047-373-0763 |
| ⑥  | 高齢者サポートセンター<br>市川第一    | 市川、市川南3・4丁目<br>真間1丁目                                               | 市川南1-1-1-207-2<br>(ザ・タワーイースト2階) | ☎047-700-5139 |
| ⑦  | 高齢者サポートセンター<br>市川第二    | 市川南1・2・5丁目、新田、平田、<br>大洲、大和田、稲荷木、東大和田                               | 大洲1-18-1(急病診療・<br>ふれあいセンター2階)   | ☎047-320-3105 |
| ⑧  | 高齢者サポートセンター<br>真間      | 真間2～5丁目                                                            | 真間2-3-11                        | ☎047-322-8811 |
| ⑨  | 高齢者サポートセンター<br>菅野・須和田  | 菅野、須和田、東菅野                                                         | 菅野6-18-21<br>マゼンタルハウス1階         | ☎047-326-7737 |
| ⑩  | 高齢者サポートセンター<br>八幡      | 八幡、南八幡                                                             | 南八幡3-4-10<br>加藤ビル1階             | ☎047-376-3200 |
| ⑪  | 高齢者サポートセンター<br>市川東部    | 北方町、本北方、若宮、北方、<br>中山、鬼越、高石神、鬼高                                     | 鬼越1-3-2                         | ☎047-334-0070 |
| ⑫  | 高齢者サポートセンター<br>信篤・二俣   | 田尻、高谷、原木、二俣、上妙典、<br>二俣新町、高谷新町、東浜                                   | 高谷1854                          | ☎047-327-3366 |
| ⑬  | 高齢者サポートセンター<br>行徳      | 河原、妙典、下妙典、下新宿、<br>本行徳、本塩、関ヶ島、伊勢宿、<br>富浜、末広、塩焼、宝、幸、<br>加藤新田、高浜町、千鳥町 | 本行徳5525-4<br>丸大行徳ビル2階 ※1        | ☎047-312-6070 |
| ⑭  | 高齢者サポートセンター<br>南行徳第一   | 押切、湊、湊新田、香取、<br>欠真間、相之川、広尾、<br>新井、島尻、南行徳                           | 新井2-21-19<br>TTアパ ニュ-205        | ☎047-359-6660 |
| ⑮  | 高齢者サポートセンター<br>南行徳第二   | 行徳駅前、入船、日之出、<br>新浜、福栄、塩浜                                           | 日之出17-9 アルテ102                  | ☎047-712-8022 |

※1 高齢者サポートセンター行徳にはエレベーターがありません。  
 来所が難しい場合は、行徳総合病院1階の相談室での対応となりますので、総合受付にお声がけ下さい。

# 令和6年度地域包括支援センターの事業報告について (高齢者サポートセンター)

地域包括支援センター(以下、「高齢者サポートセンター」という。)では、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業、家族介護支援事業、指定介護予防支援事業等を実施した。

- 1. 介護予防ケアマネジメント事業(第 1 号介護予防支援事業) ..... P.2
- 2. 総合相談支援事業..... P.3
- 3. 権利擁護事業..... P.6
- 4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ..... P.7
- 5. 在宅医療・介護連携推進事業 ..... P.9
- 6. 認知症総合支援事業 ..... P.9
- 7. 地域ケア会議推進事業 ..... P.10
- 8. 家族介護支援事業..... P.10
- 9. 指定介護予防支援事業..... P.11

## 1. 介護予防ケアマネジメント事業(第1号介護予防支援事業)

本市では平成28年3月1日から介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)を開始しており、各高齢者サポートセンターでは、本サービスを利用する要支援1、2と認定された者及び、介護予防・生活支援サービス事業対象者(事業対象者)に対し介護予防ケアマネジメントを実施した。

なお、その業務の一部を居宅介護支援事業所に委託している。

### ○介護予防ケアマネジメント実施件数

|          | 4 年度   | 5 年度   | 6 年度   |
|----------|--------|--------|--------|
| 実施件数(件)  | 14,625 | 13,631 | 13,897 |
| うち委託数(件) | 11,171 | 10,475 | 10,442 |
| 委託率(%)   | 76.4   | 76.8   | 75.1   |

※類似事業のケアプラン作成数は増加している。(R4:19,415 R5:19,127 R6:19,820)

### ○センター別介護予防ケアマネジメント実施件数(令和6年度)492

| センター名   | 実施数(件) | うち委託数(件) | 委託率(%) |
|---------|--------|----------|--------|
| 国府台     | 334    | 126      | 37.7   |
| 国分      | 1,272  | 931      | 73.2   |
| 曽谷      | 573    | 485      | 84.6   |
| 大柏      | 1,414  | 1,006    | 71.1   |
| 宮久保・下貝塚 | 698    | 482      | 69.1   |
| 市川第一    | 991    | 855      | 86.3   |
| 市川第二    | 1,571  | 1,133    | 72.1   |
| 真間      | 422    | 336      | 79.6   |
| 菅野・須和田  | 1,059  | 973      | 91.9   |
| 八幡      | 694    | 504      | 72.6   |
| 市川東部    | 1,468  | 1,131    | 77.0   |
| 信篤・二俣   | 450    | 375      | 83.3   |
| 行徳      | 757    | 583      | 77.0   |
| 南行徳第一   | 1,205  | 917      | 76.1   |
| 南行徳第二   | 989    | 605      | 61.2   |
| 合計      | 13,897 | 10,442   | 75.1   |

## 2. 総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援、ネットワークの構築を行った。

### ○相談件数(方法別)

| 内 容       |          | 4 年度   | 5 年度   | 6 年度   |
|-----------|----------|--------|--------|--------|
| 総合相談件数(件) |          | 59,699 | 60,097 | 63,327 |
| 内 訳       | 電話(件)    | 41,842 | 41,821 | 43,056 |
|           | 訪問(件)    | 9,659  | 9,263  | 10,482 |
|           | 来所(件)    | 6,317  | 6,940  | 7,410  |
|           | 文書(件)    | 413    | 439    | 444    |
|           | その他(件)※1 | 1,468  | 1,551  | 1,935  |

※1「その他」は主に「訪問したが不在だった場合」の件数が該当。

### ○相談件数(主要な内容別)

| 内 容        | 4年度    | 5 年度   | 6 年度   |
|------------|--------|--------|--------|
| 介護保険制度(件)  | 35,583 | 35,793 | 39,686 |
| 認知症(件)     | 15,183 | 15,798 | 15,193 |
| 虐待等権利擁護(件) | 1,601  | 3,353  | 3,407  |
| 成年後見制度(件)  | 1,978  | 2,031  | 2,222  |

R5 虐待と成年後見について

実績管理 Excel の数式が誤っていたため変更 元数値→虐待:2,737 成年後見:1,736

○センター別方法別相談件数(令和6年度)

| センター名   | 合計(件)  | 電話(件)  | 訪問(件)  | 来所(件) | 文書(件) | その他(件) |
|---------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|
| 国府台     | 1,783  | 1,179  | 331    | 131   | 33    | 109    |
| 国分      | 3,114  | 1,653  | 1,058  | 289   | 43    | 71     |
| 曾谷      | 3,119  | 2,154  | 468    | 439   | 14    | 44     |
| 大柏      | 4,445  | 2,356  | 893    | 1,107 | 4     | 85     |
| 宮久保・下貝塚 | 1,623  | 715    | 720    | 164   | 14    | 10     |
| 市川第一    | 3,353  | 1,876  | 406    | 995   | 12    | 64     |
| 市川第二    | 5,337  | 3,592  | 694    | 884   | 13    | 154    |
| 真間      | 2,200  | 1,251  | 384    | 471   | 8     | 86     |
| 菅野・須和田  | 4,594  | 3,144  | 842    | 415   | 25    | 168    |
| 八幡      | 5,994  | 4,354  | 524    | 711   | 87    | 318    |
| 市川東部    | 9,954  | 7,461  | 1,455  | 701   | 28    | 309    |
| 信篤・二俣   | 4,180  | 3,568  | 320    | 157   | 44    | 91     |
| 行徳      | 5,352  | 3,606  | 1,092  | 463   | 88    | 103    |
| 南行徳第一   | 4,283  | 3,352  | 601    | 248   | 17    | 65     |
| 南行徳第二   | 3,996  | 2,795  | 694    | 235   | 14    | 258    |
| 合計      | 63,327 | 43,056 | 10,482 | 7,410 | 444   | 1,935  |

○センター別 内容別相談件数(令和6年度)

| センター名   | 介護保険制度(件) | 認知症(件) | 成年後見制度(件) | 虐待等権利擁護(件) |
|---------|-----------|--------|-----------|------------|
| 国府台     | 980       | 787    | 118       | 47         |
| 国分      | 2,503     | 1,487  | 104       | 436        |
| 曾谷      | 1,577     | 690    | 117       | 165        |
| 大柏      | 3,144     | 943    | 304       | 63         |
| 宮久保・下貝塚 | 910       | 513    | 100       | 74         |
| 市川第一    | 1,936     | 656    | 60        | 43         |
| 市川第二    | 3,822     | 1,544  | 264       | 261        |
| 真間      | 1,220     | 536    | 86        | 138        |
| 菅野・須和田  | 1,735     | 887    | 179       | 291        |
| 八幡      | 3,193     | 1,538  | 304       | 795        |
| 市川東部    | 5,934     | 1,288  | 157       | 245        |
| 信篤・二俣   | 3,607     | 890    | 176       | 297        |
| 行徳      | 3,332     | 1,617  | 128       | 177        |
| 南行徳第一   | 2,959     | 603    | 107       | 191        |
| 南行徳第二   | 2,834     | 1,214  | 18        | 184        |
| 合計      | 39,686    | 15,193 | 2,222     | 3,407      |

○地域における相談ネットワークの構築

| 内 容                                     | 4年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|-----------------------------------------|-----|------|------|
| 民生委員地区協議会(回)                            | 216 | 214  | 216  |
| 地域密着型サービス事業者による<br>運営推進会議(回)            | 199 | 199  | 238  |
| 地域ケアシステム関係会議(回)                         | 148 | 172  | 184  |
| 出張窓口相談(回) ※                             | 81  | 80   | 89   |
| 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業者による<br>介護・医療連携推進会議(回) | 20  | 12   | 26   |

※令和 6 度出張窓口相談実施センター 国府台、国分、大柏、宮久保・下貝塚、市川第一、市川第二、  
真間、菅野・須和田、八幡、市川東部、信篤・二俣、南行徳第二

### 3. 権利擁護事業

成年後見制度の啓発、窓口での相談、申立て支援等を行った。

消費者被害防止について、市川市消費生活センターや警察等の関係機関との連携強化、地域への講座を実施した。

虐待を受けている高齢者本人や虐待をしている養護者、その他虐待を発見した関係者(近隣住民や介護支援専門員、介護保険サービス事業者など)からの通報、相談等の窓口になっている。虐待を受けている高齢者の安全確認及び事実確認を行うとともに、高齢者や虐待をしている養護者に対し、支援を行った。

#### ○相談件数

| 内 容        | 4年度   | 5年度   | 6 年度  |
|------------|-------|-------|-------|
| 成年後見制度(件)  | 1,978 | 2,031 | 2,222 |
| 虐待等権利擁護(件) | 1,601 | 3,353 | 3,407 |

#### R5 虐待と成年後見について

実績管理 Excel の数式が誤っていたため変更 元数値→虐待:2,737 成年後見:1,736

#### ○他機関とのケース会議(困難事例への対応)

| 内 容     | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|---------|------|------|------|
| 実施件数(回) | 154  | 225  | 220  |

他機関例:居宅介護支援事業所、サービス事業所、医療機関、認知症初期集中支援チーム、社会福祉協議会、市川市生活サポートセンターそら、基幹相談支援センターえくる、中核地域生活支援センターくらっち 他

#### ○高齢者虐待防止ネットワーク会議実績(市主催)

| 内 容          | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|--------------|------|------|------|
| 個別ケース検討会議(回) | 0    | 2    | 2    |
| 実務者会議(回)     | 1    | 1    | 1    |

#### 4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう個々の高齢者の状況に応じた適切なケアマネジメントを行うため介護支援専門員の資質向上を図るとともに、支援困難事例等への指導・助言等後方支援を行った。

##### (1) 介護支援専門員に対する研修会の実績

**地域包括支援課**主催の介護支援専門員を対象とした研修会に実施し、資質の向上に努めた。また、圏域毎に高齢者サポートセンター主催の介護支援専門員研修を年 2 回実施している。圏域の研修会には、事業所の主任介護支援専門員に企画・運営等の協力を依頼し、主任介護支援専門員同士のネットワーク構築につとめた。

この他、各高齢者サポートセンターで勉強会や相談会など情報交換の機会を設け、介護支援専門員のネットワーク構築や支援困難事例に対して指導助言を行った。

##### ○市川市介護支援専門員研修実績(市主催)

対象者: 介護支援専門員・主任介護支援専門員・高齢者サポートセンター職員

| 開催日      | 内容  |                                                                                                 |
|----------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R6,7,12  | テーマ | 複合的な課題を抱えたケースに関する事例検討会                                                                          |
|          | 講師  | 地域共生課職員<br>よりそい支援事業がじゅまる＋職員 朝比奈 ミカ氏・五嵐 恵子氏                                                      |
|          | 出席者 | 76 名                                                                                            |
| R6,10,6  | テーマ | 在宅医療・介護連携における薬剤師の役割                                                                             |
|          | 講師  | 株式会社アオノ・ファーマシーアオノ薬局 牧野 泰幸 氏                                                                     |
|          | 出席者 | 38名(うち CM・高齢者サポートセンター職員:22 その他は薬剤師)                                                             |
| R6,12,19 | テーマ | がん(終末期)における介護支援専門員とリハビリ専門職の連携について                                                               |
|          | 講師  | 国立がん研究センター中央病院 リハビリテーション室<br>作業療法士 櫻井 卓郎氏<br>国立国際医療研究センター国府台病院 川越 大輔氏                           |
|          | 出席者 | 49 名                                                                                            |
| R7,2,19  | テーマ | 難病ケアマネジメントを学ぼう                                                                                  |
|          | 講師  | 市川健康福祉センター 地域保健課職員 佐藤 友里氏<br>株式会社ピュア・ハート 訪問看護ステーション・青い空 立川サテライト<br>地域理学療法認定理学療法士・介護支援専門員 神原 舞子氏 |
|          | 出席者 | 38 名                                                                                            |
| R7,3,12  | テーマ | 介護現場におけるカスタマーハラスメントについて                                                                         |
|          | 講師  | 東葛総合法律事務所 弁護士 萩原 得誉 氏                                                                           |
|          | 出席者 | 57 名                                                                                            |

○介護支援専門員研修会実績(高齢者サポートセンター主催・圏域ごとに開催)

対象者:各圏域の介護支援専門員・主任介護支援専門員

|    | 開催日      | 内容  |                                                                               |
|----|----------|-----|-------------------------------------------------------------------------------|
| 北部 | R6,7,23  | テーマ | 重層的な課題を抱える世帯に対してアプローチをする際の気づきやアセスメント力を深め、ケアマネジメント力を向上させる。                     |
|    |          | 出席者 | 26 名                                                                          |
|    | R7,1,28  | テーマ | 重層的な課題を抱える世帯に対してアプローチをする際の気づきやアセスメント力を深め、ケアマネジメント力を向上させる。<br>(再アセスメントの視点について) |
|    |          | 出席者 | 19 名                                                                          |
| 南部 | R6,9,11  | テーマ | 地域の災害対策を知り、ケアマネジメントに生かす                                                       |
|    |          | 出席者 | 58 名                                                                          |
|    | R7,3,13  | テーマ | 社会資源を知りケアマネジメントに活かそう<br>～民生委員との交流を通じて顔の見える関係を作ろう～                             |
|    |          | 出席者 | 60 名                                                                          |
| 東部 | R6,10,24 | テーマ | 重層的な課題を抱えるケースへの対応について学び、ケアマネジメントに活かそう                                         |
|    |          | 出席者 | 24 名                                                                          |
|    | R7,2,14  | テーマ | 高齢者を取り巻く詐欺被害の実情や対応方法を学びケアマネジメントに活かそう                                          |
|    |          | 出席者 | 20 名                                                                          |
| 西部 | R6,8,20  | テーマ | 高齢者虐待防止におけるケアマネジャーの役割                                                         |
|    |          | 出席者 | 26 名                                                                          |
|    | R7,1,30  | テーマ | 他機関との連携について ～困難ケースに関わる機関の役割と事例～                                               |
|    |          | 出席者 | 16 名                                                                          |

(2)介護支援専門員に対する個別指導および相談実績

介護支援専門員を支援するため、各高齢者サポートセンターが相談窓口となり、関係機関との連絡調整や指導・助言を行った。

○相談件数

|             | 4 年度  | 5 年度  | 6 年度  |
|-------------|-------|-------|-------|
| 個別指導・相談(件)※ | 6,481 | 5,987 | 6,333 |

※ 指導困難事例等への指導・助言も含む

## 5. 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行った。

### (1) 退院支援相談

退院に向けて患者・利用者または家族の要望を踏まえて医療・介護関係者の連携の調整と支援を行った。

|           | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|-----------|------|------|------|
| 退院支援相談(件) | 566  | 538  | 492  |

### (2) 在宅医療・介護連携に関する会議及び研修

市が主催する多職種連携をテーマにした研修会に参加し、医療・介護関係者と情報共有を行い連携の促進を図った。

## 6. 認知症総合支援事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症の人やその疑いのある人に対する総合的な支援を行うため、高齢者サポートセンターに認知症地域支援推進員を 15 人配置し、その者を中心として必要な支援を行った。

### (1) 認知症初期集中支援チームとの連携 ※1

認知症の人や認知症の疑いのある人、その家族の状況、相談内容から、必要と判断した場合には認知症初期集中支援チームと連携し、認知症の早期発見・対応を実施した。

#### ○高齢者サポートセンターから認知症初期集中支援チームへの依頼件数

|         | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|---------|------|------|------|
| 依頼件数(件) | 25   | 29   | 24   |

※1 認知症初期集中支援チームとは、認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症(疑い含む)の人やその家族を支援するチーム。

医療・保健・福祉の専門職(市職員)と専門医で構成され、地域包括支援課に設置されている。

認知機能低下による生活の困難さ等を本人や家族と一緒に確認のうえ、支援の方向性を検討し、必要に応じて高齢者サポートセンターと連携しながら自立した生活のサポートを行う。

支援期間は概ね6か月間。

## (2)認知症カフェ

認知症の人を介護する家族の介護負担の軽減などのため、認知症の人や介護をする家族が気軽に立ち寄り、相談できるような認知症カフェを開催した。

### ○認知症カフェ

|         | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|---------|------|------|------|
| 開催数(回)  | 14   | 12   | 0    |
| 参加人数(人) | 116  | 125  | 0    |

※令和6年度より、高齢者サポートセンターへの認知症カフェ委託事業は廃止し、  
認知症地域支援推進員とともに、認知症カフェの立ち上げ・運営を行う民間事業者の支援を担う

## 7. 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議は、地域の支援者や保健医療及び福祉に関する専門職が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、高齢者が住み慣れた住まいで生活することを目的に実施している。個別ケースの支援内容を検討し、地域支援ネットワークの構築や地域課題の把握を行い、地域づくり等につなげた。

### ○地域ケア個別会議

|             | 4年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|-------------|-----|------|------|
| 開催・検討合計数(件) | 64  | 61   | 60   |

## 8. 家族介護支援事業(任意事業)

「家族介護教室」や「介護者相互の交流会」を開催し、要介護者を現に介護する者の支援を行った。テーマとして在宅での介護に関連する排泄等実際の介護の方法や介護保険制度の利用方法の他、高齢者の食事と栄養、住宅改修、施設の選び方等を取り上げた。

### ○家族介護教室(各センター3 回実施を規定)

|         | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|---------|------|------|------|
| 開催数(回)  | 45   | 45   | 46   |
| 参加人数(人) | 506  | 512  | 578  |

### ○介護者相互の交流会(各センター1回以上の開催を規定)

|         | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|---------|------|------|------|
| 開催数(回)  | 20   | 16   | 15   |
| 参加人数(人) | 97   | 100  | 88   |

## 9. 指定介護予防支援事業

要支援 1、2 と認定された者に対する介護予防支援を実施した。また、その業務の一部を居宅介護支援事業所に委託して実施した。

### ○介護予防ケアプラン作成件数

|           | 4 年度   | 5 年度   | 6 年度   |
|-----------|--------|--------|--------|
| 実施件数(件)   | 19,415 | 19,127 | 19,820 |
| うち委託件数(件) | 16,235 | 15,941 | 15,753 |
| 委託率(%)    | 83.6   | 83.3   | 79.5   |

### ○センター別介護予防ケアプラン作成件数(令和6年度)

| センター名   | 実施数(件) | うち委託数(件) | 委託率(%) |
|---------|--------|----------|--------|
| 国府台     | 458    | 255      | 55.7   |
| 国分      | 1,292  | 1,069    | 82.7   |
| 曾谷      | 798    | 720      | 90.2   |
| 大柏      | 2,175  | 1,679    | 77.2   |
| 宮久保・下貝塚 | 1,088  | 834      | 76.7   |
| 市川第一    | 758    | 726      | 95.8   |
| 市川第二    | 1,844  | 1,447    | 78.5   |
| 真間      | 311    | 237      | 76.2   |
| 菅野・須和田  | 1,281  | 1,130    | 88.2   |
| 八幡      | 1,344  | 979      | 72.8   |
| 市川東部    | 2,602  | 2,173    | 83.5   |
| 信篤・二俣   | 747    | 626      | 83.8   |
| 行徳      | 1,907  | 1,536    | 80.5   |
| 南行徳第一   | 1,731  | 1,441    | 83.2   |
| 南行徳第二   | 1,484  | 901      | 60.7   |
| 合計      | 19,820 | 15,753   | 79.5   |

|               |       |
|---------------|-------|
| 第1回市川市地域運営委員会 | 資料2-1 |
| 令和7年8月6日(水)   |       |

令和6年度分  
地域包括支援センター運営評価の結果

市川市地域包括支援課  
相談支援グループ

## 実施目的

地域の高齢者とその家族を支援する中核的な役割を担う高齢者サポートセンターについて、人員体制および業務状況を定期的に把握・評価し、その結果を活かしてより良い取組みを推進することを目的とする。

## 評価期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

## 根拠法令

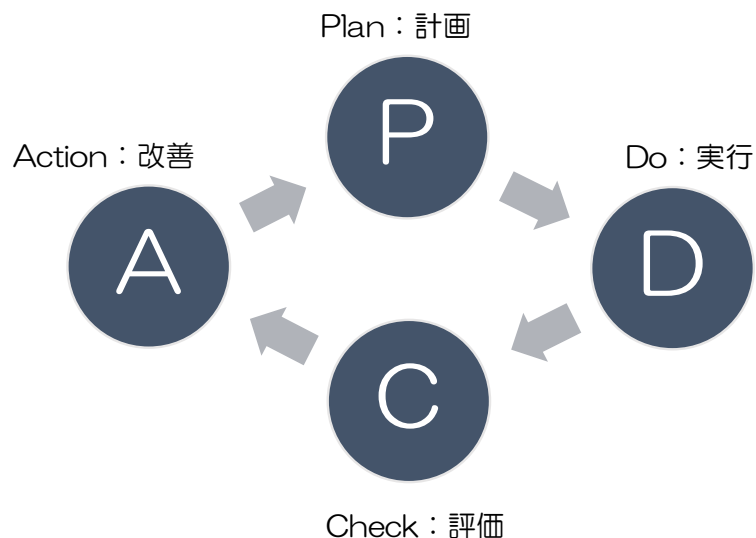
○介護保険法 第115 条の46 第4 項

地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない

○介護保険法 第115 条の46 第9 項

市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない

## 地域包括支援センターのPDCAサイクル



①「Plan：計画」では、前年度の評価結果分析および対応検討をもとに、市町村が地域包括支援センターの運営方針や支援・指導方針を策定する。また、市町村による地域包括支援センターの運営方針をもとに、評価結果分析や対応検討等を踏まえて、地域包括支援センターが市町村と相談しながら事業計画を策定する。

②「Do：実行」では、事業計画にもとづき、地域包括支援センターにおいて事業を実施する。

③「Check：評価」では、市町村および地域包括支援センターにおいて、事業計画の目標達成状況および未達成理由の分析を行う。その際に、評価指標を活用することで、業務の実施状況や課題等の把握を行うことができる。

④そして、「Action：改善」において実施できていない業務や未達成の目標への対応を検討して、「Plan：計画」につなげる。

このようなサイクルを繰り返すことで、地域包括支援センターの機能強化を図っていく。

## 評価の実施方法

### ①自己評価

各センター管理者が「市川市 地域包括支援センター運営評価チェックシート」に沿って、評価項目ごとに2段階（※）の自己評価を行う。

### ②行政評価

・センターが実施した自己評価をもとに、地域包括支援センターとして求められている事業が実施できているかを評価するとともに、センター間の相互比較の観点も含めて、行政評価（2段階）を行う。  
・行政評価は、まず提出された評価結果を点検確認し、担当者にヒアリングを実施した。その他に成果物（報告書、活動実績、チラシ、社会資源マップなど）の作成状況を加味し、行政評価として得点を精査した。行政評価の結果は市川市介護保険地域運営委員会において報告し、ホームページで公表を行う。

#### ○提出書類の確認

「市川市地域包括支援センター運営評価チェックシート」に基づき下記の項目について評価した。

1. 地域包括ケアシステムの構築・推進、組織・運営体制
2. 総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援
3. 包括的支援
4. その他業務
5. 総評  
（高齢者サポートセンターの特徴、主に力を入れて取り組んだこと、課題と今後取り組むこと）

#### ○ヒアリング

自己評価を確認するため、具体的な活動内容等を直接職員から聞き取りを行った。

#### （※）2段階評価指標

1. 指標を満たしている
0. 指標を満たしていない

# 地域包括支援センターの評価指標

◆国の統一指標  
◇市の独自指標

## 1. 地域包括ケアシステムの構築・推進

### (1)市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する

|   | 設問<br>番号 | 設問                                                                             | 趣旨・考え方                                                      | 留意点                                                                                                     |
|---|----------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆ | Q1       | 人口動態、市町村が行う介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果等の量的データによって、地域の高齢者に係る現状や将来の状況等を把握していますか | センター業務を実施する前提となる地域アセスメントを行い、担当圏域の現状および将来像やニーズ等を把握しているかを評価する | ・いずれかの量的データによって、市町村全域や担当圏域の現状や将来予測等（例：高齢化率や世帯状況の推移、高齢者のニーズ等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。         |
| ◆ | Q2       | 介護保険事業計画、老人福祉計画、地域福祉計画等から地域の高齢者にかかる課題等を把握していますか                                |                                                             | ・いずれかの計画を確認して、市町村または担当圏域の高齢者に係る課題（例：75歳以上の者の転入が多く軽度者の介護サービス需要が増見込み等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 |
| ◆ | Q3       | センターが行う実態調査によって、担当圏域の現状やニーズを把握していますか                                           |                                                             | ・センターで実態調査を実施していない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。                                                              |
| ◆ | Q4       | 相談内容や地域ケア会議等の内容を分析し、担当圏域の地域課題を把握していますか                                         |                                                             | ・相談内容の分析または地域ケア会議等によって、担当圏域の課題等（例：移動手段の不足、情報周知の未徹底等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                 |

## 2. 組織・運営体制

### (1) 市町村の実施方針に従って地域包括支援センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る

|   | 設問<br>番号 | 設問                                              | 趣旨・考え方                                                            | 留意点                                                                                                                        |
|---|----------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆ | Q5       | 市町村が定めるセンターの事業の実施方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定していますか   | 市町村の実施方針や担当圏域の地域課題等を踏まえて、事業計画の作成、重点目標を設定し、必要に応じて業務改善を図っているかを評価する。 | ・データまたは紙面等で策定されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                                                  |
| ◆ | Q6       | 当該年度のセンターの事業計画に前年度の事業計画における課題への適切な対応策を含めていますか   |                                                                   | ・当該年度のセンターの事業計画に、前年度の事業評価で取り上げた課題に対して適切な対応策が記載されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。<br>・前年度の事業評価で課題が把握されなかった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。 |
| ◆ | Q7       | 市町村の実施方針や担当圏域の地域課題等を踏まえ、センターの事業計画に重点目標を設定していますか |                                                                   | ・重点業務を定めた検討の記録（検討に関する会議のメモ、議事録等）が残され、かつセンターの事業計画に重点目標として記載している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                                      |
| ◆ | Q8       | センターの事業計画の重点目標に基づいて達成状況を分析し、必要な業務改善を行っていますか     |                                                                   | ・前年度のセンターの事業計画の達成状況およびその背景を分析して、センターの業務改善が図られている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。<br>・前年度の分析で業務改善が必要な事項がなかった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。  |
| ◇ | Q8-1     | 【Q8で「1」の場合に回答】<br>業務改善の内容（課題と改善内容を記入）           |                                                                   |                                                                                                                            |

## (2)センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う

|   | 設問番号 | 設問                                                   | 趣旨・考え方                                                                                   | 留意点                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---|------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆ | Q9   | センター長等の責任者の役割を文書で明確にし、職員に周知していますか                    | センター機能を効果的に発揮できるように、センター長等を中心として、センターの業務量の最適化を図りながら、個々の職員の専門性を踏まえたチームアプローチができていないかを評価する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター業務の責任者の役割を文書で示し、かつ職員に周知している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> <li>・ここでの文書は、市町村が実施方針等でセンター長の役割を示している場合も該当する。</li> <li>・センター業務の責任者がいない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。</li> </ul>                                                           |
| ◆ | Q10  | センターの事業計画を共有する会議等の機会を設け、これに基づく職員個々の取り組み内容を確認していますか   |                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの事業計画を共有する会議等において、職員個々の取組内容を確認している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> <li>・会議等の形式は問わない。</li> </ul>                                                                                                                                 |
| ◆ | Q11  | センターの業務量を把握したうえで、業務の最適化を図るための対応を行っていますか              |                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの業務量を把握したうえで、例えば、事務職員への業務分担や、センター職員が作成する介護予防サービス計画の上限数を決めて、それ以上のプランを委託する等の何らかの業務最適化の工夫を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>                                                                                              |
| ◆ | Q12  | 特定の職員に業務が偏らず、チームアプローチを推進するために業務分担のルールや仕組みづくりを行っていますか |                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各職員の業務量を把握したうえで、専門性を踏まえた業務分担を行うためのルール等を定めている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。例えば、資格ごとに4事業の主担当を割り振ったうえで、資格によらず複数人がチームとして活動するようにルール化することや、業務別に主担当と副担当を決めて、年度ごとに順次交代していく仕組みなどが該当する。</li> </ul>                                               |
| ◆ | Q13  | センターの業務効率化を目的に、センター業務にICTを活用していますか                   |                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、職員毎のパソコンやタブレットの配布、Wi-Fiの整備、介護予防サービス計画等のデータ連携のためのシステム、センター間等の総合相談支援事業の効果的な実施のためのデータ共有システム、オンライン相談等のためのタブレット端末、音声入力による記録作成、地域住民がセンターに気軽に相談できる体制整備のためのチャットボット、センター業務の効率化を図るためのAIの導入などが行われている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul> |

## (3) センター職員の人員確保および育成を図る

|   | 設問番号 | 設問                                                       | 趣旨・考え方                                                   | 留意点                                                                                                                                                                                      |
|---|------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆ | Q14  | センターの人員確保や定着を進めるための取り組みを行っていますか                          | センター職員の人材確保、定着、育成のために、研修やメンタルヘルス対策を行う体制を整え、対応しているかを評価する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の人材確保や定着を目的として、例えば、地域の専門職養成機関等と連携して実習を受け入れる、上司との面談の機会を設ける、資格取得を保障する、研修受講機会を保障する、休暇を取りやすくする等の取組を推進している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>        |
| ◆ | Q15  | センターに在籍するすべての職員に対して、センターまたは受託法人が職場で研修を実施していますか           |                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・センターに在籍する全ての職員が参加できる職場での研修を年に1回以上開催している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> <li>・研修の主催者、内容、時間数は問わない。</li> </ul>                                          |
| ◆ | Q16  | センターに在籍するすべての職員が、計画的に職場での仕事を離れて研修（off-jt）に参加できるようにしていますか |                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・センターに在籍する全ての職員が、少なくとも年に1回は職場外の研修に参加している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> <li>・研修の主催者、内容、時間数は問わない。</li> </ul>                                          |
| ◆ | Q17  | センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、メンタルヘルス対策を実施していますか       |                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルス対策として、例えば、職員に対するストレスチェックの実施、メンタルヘルスに関する研修会の開催、メンタルヘルスに関する相談窓口・担当者の設置、専門家によるカウンセリング機会の提供などが行われている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>        |
| ◆ | Q18  | スーパービジョンまたはコンサルテーションが受けられる体制を整えていますか                     |                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパービジョンについては、センターの上司や同僚による場合、外部のスーパーバイザーによる場合など、いずれも項目を満たしているものとして取り扱う。</li> <li>・コンサルテーションについては、センター外の専門職による場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul> |
| ◇ | Q19  | 仕様書に規定している人数について配置していますか                                 |                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に規定されている人数が配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>                                                                                       |

**(4) 市町村が示しています個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い、センターにおいて適切に対応する体制を整え実践する**

|   | 設問<br>番号 | 設問                                                             | 趣旨・考え方                                                                                                    | 留意点                                                                                                                                                                                                        |
|---|----------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆ | Q20      | 個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備していますか     | 市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い、個人情報の取り扱いに留意する体制を整備するとともに、必要に応じて苦情やカスタマー・ハラスメント等に対応できる体制を構築して、実践できているかを評価する。 | ・データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                                                                                                                                   |
| ◆ | Q21      | 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っていますか                                |                                                                                                           | ・持出や開示に備え、個人情報の取り扱いについて整理のうえ、データまたは紙面を整備し、持出・開示時に適正に対処している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                                                                                          |
| ◆ | Q22      | 市町村の方針に沿って、個人情報漏えいとセンターが受けた苦情に対して、対処および市町村への報告（共有）の体制を構築していますか |                                                                                                           | ・市町村の方針に沿って、個人情報漏えいと苦情の両方に対して、対処および市町村への報告の体制を整備し、それをデータまたは紙面で整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                                                                                |
| ◆ | Q23      | センターへの苦情内容をもとに業務を改善していますか                                      |                                                                                                           | ・例えば、センターのホームページのアクセス地図がわかりにくいという苦情をもとに地図をわかりやすくする、電話がつながりにくいという苦情をもとに外出中の職員の携帯電話へ転送するといった取組を行った場合に、項目を満たすものとする。<br>・センターへの苦情が全くない場合も、項目を満たしているものとする。                                                      |
| ◇ | Q23-1    | 【Q23で「1」の場合に回答】苦情の件数                                           |                                                                                                           | ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。                                                                                                                                                                |
| ◇ | Q23-2    | 【Q23で「1」の場合に回答】苦情の対応後の改善策と実行                                   |                                                                                                           | ※前項と同じ                                                                                                                                                                                                     |
| ◆ | Q24      | センターに対する利用者や家族からのカスタマー・ハラスメントに適切に対応する体制をセンターとして整備していますか        |                                                                                                           | ・利用者や家族からのクレーム等が社会通念上不相当であり、これによってセンター業務が阻害されるようなカスタマー・ハラスメントの予防や対応体制（弁護士への相談体制等）を法人等が構築している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。<br>・カスタマー・ハラスメントに関する研修の実施やマニュアルの作成なども体制の整備に該当する。<br>・市町村が整備している場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。 |

**(5) センター職員の定着率＊アウトプット指標＊**

|   | 設問<br>番号 | 設問                                                                           | 趣旨・考え方              | 留意点                                                   |
|---|----------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-------------------------------------------------------|
| ◆ | Q25      | センター職員の定着率を記入してください<br>・（評価実施年の4月末時点の職員数－前年度内に離職した職員数）÷（評価実施年の4月末時点の職員数）×100 | 組織運営に関する取組の結果を評価する。 | ・（評価実施年の4月末時点の職員数－前年度内に離職した職員数）÷（評価実施年の4月末時点の職員数）×100 |

### 3. 総合相談支援事業

#### (1) 地域包括支援ネットワークを構築する

|   | 設問<br>番号 | 設問                                                                    | 趣旨・考え方                                                      | 留意点                                                                                                               |
|---|----------|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆ | Q26      | 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員、連絡先、特性等に関する情報をマップまたはリストで管理していますか        | すべてのセンター業務の基盤であり、ニーズ発見や支援機能等を果たす地域包括支援ネットワークを構築できているかを評価する。 | ・介護サービス事業者、医療機関、民生委員のいずれの情報も管理している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。<br>・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 |
| ◆ | Q27      | 気になる高齢者等に関して、関係機関、民生委員、地域住民から連絡が寄せられるネットワーク体制を構築していますか                |                                                             | ・日頃より関係者から地域の情報が寄せられる状況にある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                                 |
| ◆ | Q28      | 相談経路を分析して、高齢者等への支援に必要な新たな支援機関等と連携していますか                               |                                                             | ・相談経路を分析したうえで、すでに十分に連携できている、新たな支援機関等との連携が不要と判断された場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。                                          |
| ◆ | Q29      | 高齢者福祉分野以外の関係機関・関係者と意見交換する機会を設けるなど、分野を横断した新たなネットワークを構築していますか【市町村により選択】 |                                                             | ・関係者と意見交換する機会を設けるなどしたうえで、すでに十分に分野を横断したネットワークを構築しており、新たなネットワークの構築が不要と判断された場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。                  |
| ◇ | Q29-1    | 【Q29で「1」の場合に回答】連携した機関名                                                |                                                             | ・選択肢からチェック                                                                                                        |

#### (2) 市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす

|   | 設問<br>番号 | 設問                                              | 趣旨・考え方                         | 留意点                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|----------|-------------------------------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇ | Q30      | 相談事例の支援方法および方針をセンター内で協議し明記していますか。（1つ選択）         | 記録が必要な事例について、整備されている状況を評価するもの。 | ・取り組み内容に関する記録が、データまたは紙面で整備されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。                                                                                                                                                                                                                                       |
| ◆ | Q31      | 相談事例の分類方法に沿って、1年間の相談件数等を市町村に報告していますか            |                                | ・市町村またはセンターが定めた分類方法のもと、相談件数を市町村に報告している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。<br>・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。                                                                                                                                                                                                    |
| ◆ | Q32      | 相談事例の終結条件を、市町村と共有していますか                         |                                | ・相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関につなげ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。<br>・相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。<br>・終結条件を定めることで、相談事例の課題に対し、支援の方針が明確化されるとともに、センター以外の適切な機関や地域等で相談者を支える体制が構築される。 |
| ◆ | Q33      | 相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村から後方支援を得ていますか |                                | ・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対処について、日頃から連携体制を構築しており、かつ、市町村への支援要請に市町村が対応した場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。<br>・市町村とセンターの連携体制が構築されているが、市町村への支援要請が不要であった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                                                                                                  |
| ◆ | Q34      | 相談内容を分析して、対応ルールの作成や研修の開催等を行い、職員の実践力の向上に活かしていますか |                                | ・相談内容の分析結果をもとに、対応ルールや必要だと考えられる知識や技術に関する研修等を開催している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。<br>・研修の主催者や内容等は問わない。                                                                                                                                                                                                  |

### (3) 家族介護者支援に取り組む

|   | 設問<br>番号 | 設問                                                         | 趣旨・考え方                                                 | 留意点                                                                                                                                                                     |
|---|----------|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆ | Q35      | 夜間・早朝の窓口または平日以外の窓口（連絡先）を設置して住民に周知し、家族介護者等が相談しやすい環境を整えていますか | 家族介護者が相談しやすい環境を整備し、早期に課題を発見し、必要な支援につなげることができているかを評価する。 | ・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口（連絡先）の設置」とみなす。<br>・センターの連絡先や相談窓口に関する解説を記載したリーフレット、パンフレット、ホームページ等により周知を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 |
| ◆ | Q36      | 支援が必要な家族介護者を早期に発見するための取組を行っていますか                           |                                                        | ・ヤングケアラー、ダブルケアラー、生活困窮者など、家族に支援が必要な状態にある場合、児童、障害、生活困窮等に関わる行政の部門や地域団体等と連携し、早期発見・早期対応に取り組んでいる場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                       |
| ◆ | Q37      | 家族介護者に対するアセスメントを行い、状態やニーズに応じて適切な社会資源に関する情報を提供していますか        |                                                        | ・家族介護者に対するアセスメントを行い、その結果に基づいて、必要な情報を提供している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                                                                       |
| ◆ | Q38      | 家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめていますか                 |                                                        | ・相談件数・相談内容の把握方法や取りまとめの方法については問わない。                                                                                                                                      |
| ◆ | Q39      | 家族介護者に対する予防的な取組を行っていますか                                    |                                                        | ・家族介護者のニーズに応じた情報提供や家族介護者の集まりの開催（家族介護教室、介護者相互の交流会、サロン等）などを行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                                                   |

### (4) 複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する

|   | 設問<br>番号 | 設問                                         | 趣旨・考え方                                                                            | 留意点                                                                                                           |
|---|----------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆ | Q40      | 相談者とともに複合的な課題を整理してニーズを明確にしていますか            | ニーズ把握や相談内容の整理等を行った後、記録に残すのみではなく、複合的な課題を持つ世帯の特徴を把握し、相談体制の強化や整備につなげることができているかを評価する。 | ・複合的な課題を持つ世帯とは、8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラー、生活困窮、家族に障害がある等の複合的な課題を抱える世帯をいう。<br>・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 |
| ◆ | Q41      | ニーズに応じて適切な社会資源につなげ、必要に応じてつなげた社会資源と協働していますか |                                                                                   | ・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                                         |
| ◆ | Q42      | 相談内容を整理して、複合的な課題を持つ世帯数・人数・内容等の実態を把握していますか  |                                                                                   | ・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                                         |
| ◆ | Q43      | 相談内容を分析して、複合的な課題を持つ世帯の相談対応の改善に活かしていますか     |                                                                                   | ・相談内容の分析結果をもとに、対応ルールや必要だと考えられる知識や技術に関する研修等を開催するなど何らかの対応をしている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                           |

### (5) 1年間の相談件数＊アウトプット指標＊

|   | 設問<br>番号 | 設問                | 趣旨・考え方           | 留意点                         |
|---|----------|-------------------|------------------|-----------------------------|
| ◆ | Q44      | 1年間の相談件数を記入してください | 総合相談の対応状況进行评估する。 | ・前年度にセンターで対応した相談件数について記載する。 |

### (6) 【令和8年度より聴取予定】支援を拒否する高齢者等へのアウトリーチのケース数＊アウトプット指標＊

|   | 設問<br>番号 | 設問                                    | 趣旨・考え方           | 留意点                                                                                 |
|---|----------|---------------------------------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆ | Q45      | 支援を拒否する高齢者等へのアウトリーチのケース数（延数）を記入してください | 総合相談の対応状況进行评估する。 | ・前年度に、支援を拒否し、電話やインターフォン越しでも応答がなく、対面でも会えないなど、全く関わりがとれない高齢者等にアウトリーチをしたことのあるケース数を記載する。 |

## 4. 権利擁護事業

### (1) 高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う

|   | 設問<br>番号 | 設問                                                                   | 趣旨・考え方                                                              | 留意点                                                                                                                      |
|---|----------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆ | Q46      | 市町村から共有されている成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準を確認していますか                          | 高齢者による成年後見制度の適切な活用支援、消費者被害の予防・対応、高齢者虐待の予防・対応等といった権利擁護ができていないかを評価する。 | ・データまたは紙面で市町村から共有され、それをすべてのセンター職員が確認している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。<br>・市町村が判断基準を共有していない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。            |
| ◇ | Q47      | 必要に応じて後見相談担当室と連携を行っていますか                                             |                                                                     | ・連携して対応した記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                                      |
| ◆ | Q48      | 消費者被害に関する情報を、民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等へ提供していますか                          |                                                                     | ・少なくとも民生委員に対し情報提供し、その取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                  |
| ◆ | Q49      | 消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、適切に対応していますか        |                                                                     | ・連携して対応した記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。<br>・消費者被害に関する相談がない場合には、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 |
| ◆ | Q50      | 高齢者虐待事例および高齢者虐待が疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有していますか                       |                                                                     | ・対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                  |
| ◆ | Q51      | センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論、報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討していますか |                                                                     | ・実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備していれば、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                                     |
| ◆ | Q52      | センターに在籍するすべての職員が高齢者等の権利擁護に関する研修を受講していますか                             |                                                                     | ・高齢者虐待に関する研修など権利擁護に関する研修をすべての職員が受講している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                            |
| ◇ | Q53      | 地域住民や関係機関への権利擁護事業に関する啓発活動を行っていますか                                    |                                                                     | ・権利擁護事業（成年後見制度、高齢者虐待予防、消費者被害防止等）に関する啓発活動について行っていれば指標の内容を満たすものとして取り扱う。                                                    |
| ◇ | Q53-1    | 【Q53で「1」の場合に回答】啓発活動の内容について記入                                         |                                                                     | ※前項と同じ                                                                                                                   |

### (2) ＊アウトプット指標＊ 権利擁護に関する相談件数

|   | 設問<br>番号 | 設問                            | 趣旨・考え方                  | 留意点                                     |
|---|----------|-------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------|
| ◆ | Q54      | 前年度1年間の権利擁護に関する相談件数(延数)は何件ですか | 権利擁護に関する総合相談の対応状況を評価する。 | ・前年度にセンターで対応した相談件数のうち権利擁護に関する相談件数を記載する。 |

### (3) ＊アウトプット指標＊ 成年後見制度の申立て支援件数

|   | 設問<br>番号 | 設問                       | 趣旨・考え方                 | 留意点                                       |
|---|----------|--------------------------|------------------------|-------------------------------------------|
| ◆ | Q55      | 成年後見制度の申立て支援件数(実数)は何件ですか | 成年後見制度の申立てへの支援状況を評価する。 | ・前年度の市町村長申立て支援と本人・親族による申立て支援全てのケース数を記載する。 |

## 5. 包括的・継続的マネジメント支援事業

### (1) 担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う

|   | 設問<br>番号 | 設問                                                                        | 趣旨・考え方                                          | 留意点                                                                                                                                             |
|---|----------|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆ | Q56      | 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等）を把握していますか               | 介護支援専門員への個別ケアマネジメント支援と環境整備を適切に行うことができているかを評価する。 | ・把握した情報を、データまたは紙面で整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。<br>・市町村から共有されず、センターが把握していない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。                                             |
| ◆ | Q57      | 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類・件数を把握した上で、研修会、事例検討会、地域ケア会議等を開催していますか            |                                                 | ・介護支援専門員の相談事例の内容分析結果をもとに、研修会、事例検討会、地域ケア会議等を開催した場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。<br>・主催は問わない。                                                             |
| ◇ | Q57-1    | 【Q57で「1」の場合に回答】地域の介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会の内容を記入してください。【日程・内容・講師を記入】        |                                                 |                                                                                                                                                 |
| ◆ | Q58      | 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けていますか |                                                 | ・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。<br>・ただし、地域ケア会議を含まない。地域ケア会議を活用して、多様な関係者、関係機関とネットワークを構築することは重要だが、ここでは、その他の意見交換の場を設けている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 |
| ◆ | Q59      | 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催していますか   |                                                 | ・地域住民を対象とした介護予防・自立支援に関する意識共有を目的としたものであれば、その形態や内容等は問わない。                                                                                         |
| ◇ | Q59-1    | 【Q59で「1」の場合に回答】地域の住民を対象にした講座の内容を記入してください。【日程・内容・講師を記入】                    |                                                 |                                                                                                                                                 |
| ◆ | Q60      | 介護支援専門員を対象にした研修会や事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示していますか                 |                                                 | ・データまたは紙面で提供している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。<br>・介護支援専門員の参加しやすさの観点から、ここでは示す時期を年度当初と設定している。                                                           |

## (2) 市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う

|   | 設問<br>番号 | 設問                                                             | 趣旨・考え方                                                                                         | 留意点                                                                                                                                                                                                                                             |
|---|----------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆ | Q61      | 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する新規の介護予防サービス計画を確認していますか            | 指定介護予防支援事業者の指定を受けた圏域内の居宅介護支援事業所が作成する介護予防サービス計画について、センターと協議して市町村が定めた検証方法に沿って、適切に検証を行っているかを評価する。 | ・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。<br>・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                                                                                                                                   |
| ◆ | Q62      | 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する更新の介護予防サービス計画を確認していますか            |                                                                                                | ・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。<br>・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                                                                                                                                   |
| ◆ | Q63      | 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、その検証をしていますか        |                                                                                                | ・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。<br>・市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、利用者本人の意思が十分に反映されているか、地域を基盤とした支援となっているか、利用者の状態の維持・改善に向けた支援になっているか等の視点に基づき議論が行われ、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。<br>・該当する介護予防サービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。 |
| ◆ | Q64      | 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、地域ケア会議でその検証をしていますか |                                                                                                | ・地域ケア会議で、居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、利用者本人の意思が十分に反映されているか、地域を基盤とした支援となっているか、利用者の状態の維持・改善に向けた支援になっているか等の視点に基づき議論が行われている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。<br>・地域ケア会議の主催は問わない。                                                                              |

## (3) 【市町村により選択】＊アウトプット指標＊ 介護支援専門員からの相談受付件数

|   | 設問<br>番号 | 設問                     | 趣旨・考え方                         | 留意点                       |
|---|----------|------------------------|--------------------------------|---------------------------|
| ◆ | Q65      | 介護支援専門員からの相談受付件数は何件ですか | 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の実施状況を評価する。 | ・前年度の介護支援専門員からの相談件数を記載する。 |

## 6. 地域ケア会議

### (1) センター主催の個別ケースを検討する地域ケア会議において、多様な視点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる

|   | 設問<br>番号 | 設問                                                                    | 趣旨・考え方                                                                  | 留意点                                                                                                                                                                                       |
|---|----------|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆ | Q66      | センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員、会議参加者、地域の関係機関に対して周知していますか                  | 個別ケース検討による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援やネットワーク構築を行えるように、地域ケア会議を活用できているかを評価する。 | ・運営方針をデータまたは紙面で示し、センター職員、会議参加者、地域の関係機関すべてに対して周知している場合に、項目を満たしているものとする。                                                                                                                    |
| ◆ | Q67      | センター主催の地域ケア会議において、多職種等と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じていますか |                                                                         | ・地域ケア個別会議において、多様な専門職や民生委員等とともに、自立支援・重度化防止等の観点から課題の明確化、目標や優先順位の検討・決定、モニタリング方法の検討・決定等を行なった場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。<br>・センター主催の地域ケア個別会議を設置していない場合にも、市町村主催の地域ケア会議で対応できていれば、項目を満たしているものとして取り扱う。 |
| ◆ | Q68      | 市町村が共有した地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で適切に対応していますか           |                                                                         | ・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。<br>・市町村から示された方針に基づき、参加者に十分説明をした上で開催していること。                                                                                                    |
| ◆ | Q69      | 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築・実行していますか               |                                                                         | ・ここでのモニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。<br>・会議においてモニタリングが必要とされたすべての事例において実施している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                                                    |
| ◆ | Q70      | センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有していますか                          |                                                                         | ・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                                                                                                          |

### (2) 地域ケア会議において、地域課題を把握し、適切に対応する

|   | 設問<br>番号 | 設問                                                             | 趣旨・考え方                                     | 留意点                                                                                                                    |
|---|----------|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆ | Q71      | センター主催の地域ケア会議（地域ケア個別会議）において、地域課題の可能性のある課題を抽出していますか             | 地域ケア会議で把握した地域課題に対して、適切に対応することができているかを評価する。 | ・データまたは紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。<br>・市町村に伝えているかどうかは問わない。                                                        |
| ◆ | Q72      | センター主催の地域ケア会議（地域ケア推進会議）において、地域課題や自立促進要因について共有し、その後の対応を検討していますか |                                            | ・データまたは紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。地域課題や自立促進要因の共有のみでは該当しないが、1回の地域ケア会議ですべての検討を行う必要はない。<br>・検討結果を市町村に伝えているかどうかは問わない。 |
| ◆ | Q73      | センター主催の地域ケア会議（地域ケア推進会議）において把握した地域課題や対応等を、市町村に報告していますか          |                                            | ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                                         |
| ◆ | Q74      | 地域課題の整理・分析・対応等を行なうために、市町村レベルの地域ケア会議（地域ケア推進会議）等に参加または資料提出していますか |                                            | ・参加または資料提出していない場合でも、事前にセンターから市町村へ地域課題を伝えており、その内容を元に地域課題の整理・分析・対応等が行われている場合は、項目を満たしているものとして取り扱う。                        |

### (3) 【市町村により選択】＊アウトプット指標＊

#### センター主催の地域ケア会議を経て、市町村レベルの地域ケア会議に地域課題を報告した数

|   | 設問<br>番号 | 設問                                                  | 趣旨・考え方            | 留意点                                                                                                                                                      |
|---|----------|-----------------------------------------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆ | Q75      | センター主催の地域ケア会議を経て、市町村レベルの地域ケア会議に地域課題を報告した件数を記入してください | 地域ケア会議の活用状況を評価する。 | ・前年度に、センター主催の地域ケア会議を活用して把握した地域課題について、市町村レベルの地域ケア会議に報告した数を記載する。<br>・地域課題としては、例えば、移動困難、買い物困難、通いの場の不足、脆弱な地域の見守り体制、多職種連携困難などが挙げられる。<br>※地域課題として報告書を提出した会議の件数 |

## 7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

### (1) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施する

|   | 設問<br>番号 | 設問                                                                        | 趣旨・考え方                                                         | 留意点                                                                                                                                               |
|---|----------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆ | Q76      | 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関して、市町村から示された基本方針を、センター職員及び介護支援専門員に周知していますか       | 市町村の方針に基づき、センター職員や介護支援専門員が介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施しているかを評価する。 | ・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール（興味・関心チェックシート等）および多職種の視点（地域ケア会議等）の活用について全て記載され、共有されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 |
| ◆ | Q77      | 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけていますか |                                                                | ・ケアプラン作成において、必要に応じて保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の地域の社会資源を位置づけたことがある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。該当するケアプランの数は問わない。                                              |
| ◆ | Q78      | 利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用していますか                              |                                                                | ・介護予防手帳に限らず、利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され（日々の健康チェックや運動に関する情報提供、慢性疾患に応じた自己管理の留意点など）、それを活用している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                             |
| ◆ | Q79      | 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録および進行管理を行っていますか                         |                                                                | ・委託実施していない場合は、市町村がセンターに対し、市町村が作成した指針をデータまたは紙面で示している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                                        |
| ◆ | Q80      | 市町村から示された介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針を遵守していますか         |                                                                | ・委託の有無にかかわらず、指針が紙面またはデータで共有され、かつ、それを遵守している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                                                 |
| ◇ | Q80-1    | 【Q80で「1」の場合に回答】ケアマネジメント業務の委託先選定時に公平性・中立性を担保するために行っている具体的方法を記入してください【自由記載】 |                                                                |                                                                                                                                                   |

## 8. 包括的支援事業（社会保障充実分）

### （1）事業間連携を推進する

|   | 設問<br>番号 | 設問                                                                      | 趣旨・考え方                                                                          | 留意点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---|----------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆ | Q81      | 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対して、相談を行っていますか                                    | 包括的支援事業（社会保障充実分）の委託の有無にかかわらず、それぞれの事業におけるセンターの役割に対して、適切に事業推進することができているかどうかを評価する。 | ・相談の回数は問わない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| ◆ | Q82      | 生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターおよび協議体とともに、地域における高齢者のニーズや社会資源について協議を行っていますか |                                                                                 | ・生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターおよび協議体いづれとも協議している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。<br>・生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーターがセンターに配置されており、センター職員と当該コーディネーターとが協議を行っている場合にも、項目を満たしているものとして取り扱う。                                                                                                                                                                             |
| ◇ | Q83      | 生活支援サービスを担う地域の多様な事業主体及びコミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーターとの連携に努めていますか         | ・第2層生活支援コーディネーターとの連携状況を評価するもの。                                                  | ・高齢者の社会参加の推進及び多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を一体的に図るため、第2層生活支援コーディネーターと情報を共有するなどの連携した場合に、内容を満たしているものとして取り扱う。                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ◆ | Q84      | 認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターと、支援対象者に関する情報共有を図っていますか        | ・認知症の総合的支援に従事する関係者との連携状況を評価するもの。                                                | ・認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業、認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の支援対象者の情報（事例の経過や支援結果など）について、センターから認知症初期集中支援チーム員、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターに情報提供した事例のほか、当該チーム員、推進員またはコーディネーターが直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。<br>・認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターがセンターに配置されており、センター職員と当該チーム、推進員またはコーディネーターとが連携する体制が取られている場合にも、項目を満たしているものとして取り扱う。 |
| ◇ | Q85      | 認知症の早期発見・早期支援につながるよう、関係機関との連携に努めていますか                                   | ・認知症の人やその家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりへの取組み状況を評価するもの。                                | ・担当地域内の医療機関、介護事業所、民生委員、小売店、金融機関、郵便局等からの情報提供を依頼したり、情報提供を受けて連携した場合に、内容を満たしているものとして扱う。                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ◆ | Q86      | 包括的支援事業の充実のために、医療関係者と合同の事例検討会や勉強会に参加していますか                              |                                                                                 | ・在宅医療・介護連携推進事業による実施が否か、また、参加回数は問わない。<br>・認知症初期集中支援チームと合同で開催するものも含む。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ◆ | Q87      | 生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターや協議体と協働して地域活動を促進していますか                      |                                                                                 | ・地域活動の内容は、例えば、住民主体の活動をしているリーダーのつながりの構築支援、地域活動に関する男性高齢者への周知など。<br>・地域活動の主体は、例えば、住民、ボランティア団体、NPO団体、民間企業など。                                                                                                                                                                                                                                            |

## 9. その他の業務

### (1) 家族介護支援事業

|   | 設問番号 | 設問                                                 | 趣旨・考え方 | 留意点                                                     |
|---|------|----------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------|
| ◇ | Q88  | 認知症に関する広報・啓発活動や徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用をしていますか       |        | 取り組み内容に関する記録が、データまたは紙面で整備されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| ◇ | Q89  | 家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした、家族介護教室や介護者相互の交流会を行っていますか |        | ※前項と同じ                                                  |

### (2) 食の自立支援事業アセスメント業務

|   | 設問番号 | 設問                                                             | 趣旨・考え方 | 留意点                                                     |
|---|------|----------------------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------|
| ◇ | Q90  | 配食サービス利用者の心身の状況、その他置かれた環境等の把握及び配食の必要性について調査するためのアセスメントを行っていますか |        | 取り組み内容に関する記録が、データまたは紙面で整備されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |

### (3) 要介護認定等の申請代行に関する業務

|   | 設問番号 | 設問                                                    | 趣旨・考え方 | 留意点                                                     |
|---|------|-------------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------|
| ◇ | Q91  | 要介護高齢者等からの要望に応じ、要介護認定等の申請、その他保健福祉サービスの利用申請の代行を行っていますか |        | 取り組み内容に関する記録が、データまたは紙面で整備されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |

### (4) 住宅改修に関する業務

|   | 設問番号 | 設問                                  | 趣旨・考え方 | 留意点                                                     |
|---|------|-------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------|
| ◇ | Q92  | 手すりの取り付けその他の住宅改修に関する相談対応、助言を行っていますか |        | 取り組み内容に関する記録が、データまたは紙面で整備されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |

### (5) インフォーマルサービスに関する業務

|   | 設問番号 | 設問                                                                | 趣旨・考え方 | 留意点                                                     |
|---|------|-------------------------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------|
| ◇ | Q93  | 委託者が作成するパンフレット「市川市生活おたすけ情報」のインフォーマルサービスに関して、担当区内の情報収集・確認に協力していますか |        | 取り組み内容に関する記録が、データまたは紙面で整備されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |

## (6) 災害時の対応について

|   | 設問<br>番号 | 設問                        | 趣旨・考え方 | 留意点                                                     |
|---|----------|---------------------------|--------|---------------------------------------------------------|
| ◇ | Q94      | 災害時の一時避難や避難予定場所等を把握していますか |        | 取り組み内容に関する記録が、データまたは紙面で整備されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |

## (7) 安否確認に関する業務

|   | 設問<br>番号 | 設問                                    | 趣旨・考え方 | 留意点                                                     |
|---|----------|---------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------|
| ◇ | Q95      | 安否確認が必要な場合は、速やかに訪問し、必要に応じて見守りを行っていますか |        | 取り組み内容に関する記録が、データまたは紙面で整備されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |

## (8) 介護保険事業の運営の安定化や地域における自立した日常生活の支援

|   | 設問<br>番号 | 設問                                                                 | 趣旨・考え方 | 留意点                                                     |
|---|----------|--------------------------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------|
| ◇ | Q96      | フレイル予防の普及啓発や通いの場の活動に関すること等、介護予防的視点で、自立した日常生活の支援に必要な連携及び啓発等を行っていますか |        | 取り組み内容に関する記録が、データまたは紙面で整備されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |

## (9) 講座等の企画・実施

|   | 設問<br>番号 | 設問                                 | 趣旨・考え方 | 留意点                                                     |
|---|----------|------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------|
| ◇ | Q97      | 全ての講座等を実施する際に、目的や実施しての効果等を報告していますか |        | 取り組み内容に関する記録が、データまたは紙面で整備されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |

## 10. 総評

### (1) 高齢者サポートセンター担当地域の特徴（自由記載）

### (2) 主に力を入れて取り組んだこと（自由記載）

### (3) 課題と今後取り組むこと（自由記載）

## 令和6年度地域包括支援センター運営評価結果一覧

## 第1回市川市介護保険地域運営委員会

令和7年8月6日(水)

資料2-3

[illegible][illegible]

## 令和6年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価【国府台】

| 評価分野                  | 設問項目数<br>(数値化が可能な<br>項目) | 国府台 | 高サポ平均 |
|-----------------------|--------------------------|-----|-------|
| 1 地域包括ケアシステムの構築・推進    | 4                        | 4   | 3.9   |
| 2 組織・運営体制             | 20                       | 19  | 19.6  |
| 3 総合相談支援事業            | 18                       | 18  | 17.4  |
| 4 権利擁護事業              | 8                        | 8   | 7.9   |
| 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援   | 9                        | 9   | 8.7   |
| 6 地域ケア会議              | 9                        | 9   | 9.0   |
| 7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 | 5                        | 5   | 5.0   |
| 8 包括的支援事業(社会保障充実分)    | 7                        | 7   | 7.0   |
| 9 その他の業務              | 10                       | 10  | 10.0  |

### 1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

○エリア一帯が台地にあり、大きな公園や江戸川沿いなど自然豊かな地区で一戸建てが多く、アパート・マンションは少ない。  
 ○バスの便がよいため買い物は市川駅に出る住民も多いが、地元の商店は配達などの対応もある。生活道路に坂道が多く道路も悪い。歩行不良になると外出困難になりやすい。  
 ○町会会館での出張相談会や全地域掲示板へのたより掲示などの協力体制があり、国府台町会を始め自治会とセンターの連携が取れている。  
 ○地域ケアシステム国府台や町会会館をもっと人が集まれる場所にしていきたいと地域の関係者は考えている。  
 ○エリア南端にある県営住宅は独居高齢者が多く、自治会と県が連携して住民間の見守り体制ができています。

### 2. 主に力を入れて組んだこと

○センターから遠い地域、アパート住まいの高齢者への啓発のため、限定的にたより全戸配布やケース支援で、関係機関(民生委員・児童委員、大家、不動産屋、医療機関など)と連携が進んだ。  
 ○アパート住まいの独居高齢者に関する相談が増えており、活動の場の紹介、成年後見制度へのつなぎ、介護支援専門員の後方支援などを行なった。  
 ○介護予防・自立支援を視野に入れて、地域の通える場や運動の場を増やす取り組みに関して、コミュニティソーシャルワーカー・生活支援コーディネーターに協力した。(地域ケアシステム国府台を紹介、たより特集など)  
 ○地域ケア会議を活用し、地域の見守りの継続やつなげる取り組みをした。  
 ○複合的な課題を抱える世帯からの相談増加により、「そら」「くらっち」への相談につながっている。  
 ○新たに配置された認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターを地域の方に紹介し、センター内で地域課題抽出や社会資源に関する情報共有をしている。  
 ○地域の高齢者が通える場として、地域ケアシステム拠点(町会会館内)を気軽に立ち寄れる場所として紹介する協力を積極的におこなった。  
 ○独居高齢者が多い県営住宅の支援は自治会、民生委員・児童委員と連携できている。集会室での出張相談会企画やサロンへの顔出しをしている。

### 3. 課題と今後取り組むこと

○今年度管理者交代と新職員の入職がある。センターに求められている業務を理解し実践するために、業務マニュアル、センターの評価指標を全職員で確認していく。  
 ○成年後見制度の相談数が増加している。申し立て支援を全職員が制度を理解してできるように外部研修に参加する。ケースで関わる介護支援専門員に対しても制度理解につなげていく。  
 ○生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員業務への協力と市川市社会福祉協議会との連携は引き続き継続する。  
 地域ケアシステム国府台での運動の場作りに協力していく。地域から上がる課題や自主活動希望の人材など把握したら生活支援コーディネーターにつなげる。介護支援専門員やサービス事業所へ生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員を活用してもらえるような取り組みを考える。  
 ○複合的な生活課題を持つケースは、関係機関の研修への参加、市やコミュニティソーシャルワーカーからのアドバイスを受けながら連携する。  
 ○高齢者クラブ、自治会、民生委員児童委員、相談員との連携があるので、実態把握に生かす。

### 4. 講評及び今後期待すること

アパートに住む単身高齢者や、古くからの住民で、高齢者と精神障がいの子の世帯も多く散見されている中、関係機関と密に連携しながら支援を行っており、評価されるべき点と思います。地域柄、高齢者が集う地域の喫茶店や配達をする古くからの酒屋などがあり、今後もセンターならではの地域に密着した情報の把握をよりしくお願いいたします。

# 令和6年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価【国分】

| 評価分野                  | 設問項目数<br>(数値化が可能な項目) | 国分 | 高サポ平均 |
|-----------------------|----------------------|----|-------|
| 1 地域包括ケアシステムの構築・推進    | 4                    | 4  | 3.9   |
| 2 組織・運営体制             | 20                   | 19 | 19.6  |
| 3 総合相談支援事業            | 18                   | 18 | 17.4  |
| 4 権利擁護事業              | 8                    | 8  | 7.9   |
| 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援   | 9                    | 9  | 8.7   |
| 6 地域ケア会議              | 9                    | 9  | 9.0   |
| 7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 | 5                    | 5  | 5.0   |
| 8 包括的支援事業(社会保障充実分)    | 7                    | 7  | 7.0   |
| 9 その他の業務              | 10                   | 10 | 10.0  |

## 1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

○高低差がある。駅、バス停、商業施設(スーパーや買物ができるところ)が少ないため買物に行く手段や支援が必要。移動に関する課題がある。

○川に挟まれた地域は、水害の心配がある。堀之内以外は、市内平均よりも高齢化率が高い。認知症等の理由からお金があっても適切に使えなくなり支援を必要とする人がいる。

○外環、国道298号ができたことで分断・変化が生じている。新築への切り替わりにより高齢化率は横ばい。地域全体の高齢化、自治会等をはじめ地域活動の担い手の高齢化が課題。

○令和6年度総合相談の傾向として、

- ・住宅改修理由書相談が多い 25件
- ・介護保険申請代行が多い 月20数件
- ・運動や集いの場の紹介をすることが多い等があげられる。

また、昨年度に比べ虐待対応件数も多かった。

## 2. 主に力を入れて組んだこと

○センター周知

- ・出張相談:10月に小塚山公園研修室という新しい会場を使用し開催。しかし、市民向けに開放している施設ではなく、使用しづらいため今後の継続は難しい。
- ・地域ケア会議を平川自治会長に参加してもらい開催したことで、認知症サポーター養成講座開催につながった。
- ・平川自治会館での認知症サポーター養成講座へのセンターの開催協力を通して、周知をはかることができた。
- ・サロンセブンでの依頼講座(自筆証書遺言補完制度 講師:法務局)を実施した。

○多職種他分野いっしょに事例検討会へ事例提出した。

○総合相談等で、認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターが作成したマップや情報を活用し、セルフケアとして運動や集いの場の紹介を心がけ、実際紹介することが多かった。

○7月地域交流会では、障がい者支援課、障がい者施設、民生委員・児童委員、介護支援専門員の交流が行えた。

○関係者会議を積極的に開催した。

○虐待対応ケースが多かった。

○行うべき事業を計画的に実施した。

○10月半ばから欠員のあるなか職員の協力と工夫で決められた業務を遂行した。

○認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターとの情報共有、協力、連携を行った。

○いちわかプログラムが対象となる人に提案し、実際の利用につなげている。修了者へ地域の集まりの場へつながるよう生活支援コーディネーターと連携し支援している。

○要支援者のプランの委託先が見つかりにくい状況は続いているが、みつかるまで根気よく探している。

## 3. 課題と今後取り組むこと

【課題】

- 北部エリア介護支援専門員研修会の参加率がコロナ前に戻らない。
- 市長申立てに時間がかかるためセンターの負担が大きく、また、高齢者の状態が変化することもあり不利益を生じている。
- 運営推進会議への参加するが、事業所職員とセンターのみの開催もあり、運営推進会議の目的が果たされているか疑問。また、外部評価への協力を求められるが負担が大きい。
- センターを知らない人が多い。
- 市とも協議し、業務の整理を行い、センターが相談機関として、継続可能な形で工夫していく必要がある。

【今後取り組むこと】

- センターの周知の機会を増やす
- 出張相談等の開催をきっかけに、定期的にチラシを回覧板に入れるなど、センターの周知をする。
- 圏域内の施設等のスペースを借りて講座や出張相談等を開催し、回覧等で周知をする。

## 4. 講評及び今後期待すること

アウトリーチが多く、地域ケア会議を通じて認知症サポーター養成講座を開催するなど、センターの周知を精力的に行われております。今年度は6回の出張相談を予定されているということで、センターの周知・広報を市としてサポートするので、引き続き取り組みをお願いします。

## 令和6年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価【曽谷】

| 評価分野                  | 設問項目数<br>(数値化が可能な<br>項目) | 曽谷 | 高サポ平均 |
|-----------------------|--------------------------|----|-------|
| 1 地域包括ケアシステムの構築・推進    | 4                        | 4  | 3.9   |
| 2 組織・運営体制             | 20                       | 20 | 19.6  |
| 3 総合相談支援事業            | 18                       | 18 | 17.4  |
| 4 権利擁護事業              | 8                        | 8  | 7.9   |
| 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援   | 9                        | 8  | 8.7   |
| 6 地域ケア会議              | 9                        | 9  | 9.0   |
| 7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 | 5                        | 5  | 5.0   |
| 8 包括的支援事業(社会保障充実分)    | 7                        | 7  | 7.0   |
| 9 その他の業務              | 10                       | 10 | 10.0  |

### 1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

○市川市内でも高齢化率が高く、独居高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者は多い。また、地域や家族から孤立する高齢者も多い。  
 ○中～大規模の商業施設や大規模マンションなどがなく、市内他地域と比べると地域住民同士の繋がりがある。  
 ○地域の支援者、郵便局、曽谷小学校、介護施設など支援者同士の繋がりがあり、連携できる社会資源がある。  
 ○曽谷地区は川が近く崖なども多く、風水害の影響を受ける可能性が高い。

### 2. 主に力を入れて組んだこと

○センター主催の地域ケア会議では2回とも「認知症独居高齢者」を対象とし、地域住民等と一緒に「認知症になっても住み慣れた自宅で生活をするにはどうしたらよいか」「地域でどう認知症高齢者を支えるか」を検討できた。また、地域住民に対し認知症の理解を促す事ができた。  
 ○介護支援専門員に繋がっていない「緊急通報装置設置者」へ年2回(令和6年8月、令和7年2月)状況確認を行い、支援が必要な方の早期発見、センターの周知を行う事ができた。近隣住民等からの相談には早急に対応し、必要な支援に繋げる事ができた。  
 ○生活支援コーディネーターや地域の支援者(スマイルカフェ)と連携し、曽谷小学校で高齢者と小学生の交流(クリスマス会や社会科授業等)にセンターとしても参加でき、顔の見える関係作りができた。  
 ○大規模災害に備え、年3回(令和6年8月、令和6年12月、令和7年3月)災害訓練を行った。また、災害時持ち出し簿も毎月更新を行い、安否確認が必要な高齢者の把握に努めた。

### 3. 課題と今後取り組むこと

○高齢化率の高い曽谷地区は認知症や重層的課題を抱える世帯の相談が増えている反面、地域住民の中には認知症や精神疾患の正しい知識を持ち合わせていない方もいる。地域ケア会議や依頼講座等を通じて、引き続き地域住民に対して認知症や精神疾患等の理解を促していく。  
 ○令和6年10月まで行っていたコンビニエンスストアでの「まちかど相談会」や「地域高齢者による社会参加活動」の活動が出来なくなってしまった。活動再開を目指し、生活支援コーディネーターと連携し新しい活動の場を検討していく。  
 ○曽谷地区は高齢化率が高く支援者も高齢となってきた。地域の小学校などで活動している支援者(スマイルカフェ)と連携を密にし、曽谷小学校と顔の見える関係を構築し、高齢者と小学生がお互い見守りが行える体制を模索していく。  
 ○災害の影響を受ける高齢者が多い可能性がある事が課題。災害時持ち出し簿を毎月更新を継続し、災害時でもセンター職員が適確に対応できるよう災害訓練等を継続していく。

### 4. 講評及び今後期待すること

高齢化率の高さ、認知症や精神疾患のある方の地域の理解が課題となる中、曽谷小学校と連携し、多世代交流を図ろうとしているのは評価されるべき点と思います。  
 また、高低差のある地域特性で風水害の被害が予測されていますが、既にセンター内での災害時対応の研修・訓練に力を入れて取り組まれているとのこと、引き続きお願いします。

## 令和6年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価【大柏】

| 評価分野                  | 設問項目数<br>(数値化が可能な<br>項目) | 大柏 | 高サポ平均 |
|-----------------------|--------------------------|----|-------|
| 1 地域包括ケアシステムの構築・推進    | 4                        | 4  | 3.9   |
| 2 組織・運営体制             | 20                       | 20 | 19.6  |
| 3 総合相談支援事業            | 18                       | 18 | 17.4  |
| 4 権利擁護事業              | 8                        | 8  | 7.9   |
| 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援   | 9                        | 9  | 8.7   |
| 6 地域ケア会議              | 9                        | 9  | 9.0   |
| 7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 | 5                        | 5  | 5.0   |
| 8 包括的支援事業(社会保障充実分)    | 7                        | 7  | 7.0   |
| 9 その他の業務              | 10                       | 10 | 10.0  |

### 1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

○センターで唯一担当地域内に二か所の相談窓口を設けている。  
○市川市の高齢化率が21.5%に対し、大柏圏域は28.3%(令和6年4月30日現在)、市内で2番目に高い高齢化率である。特に市営大町団地のある大町地区は高齢化率43.4%と市内で最も高く、独居や老老介護の問題が著明である。また、南大野、奉免町も高齢化率30%を超え、柏井町も高齢化率25%を超えている。  
○担当地域面積が広く、農地、宅地、集合住宅(公営住宅含)などが混在している地域であり、地形的に坂道も多い。  
○一部を除けばバス利用の移動手段がとりにくだけでなく、タクシーの配車も厳しい状況で、外出時に移動手段が課題になることが多い。  
○JR武蔵野線が南北に走り、市川大野駅周辺はバスの便もあり、商店街や金融機関もあるが、柏井町、奉免町、大町等の一部では近隣にスーパー等がなく日常の買物にも不便な地域があり、一部で移動販売が行われている。  
○南大野周辺では自治会やマンション組合による活動が盛んであるが、一方で認知症の独居高齢者が地域で孤立しやすい状況もある。社会資源も少なく、大町地区は住民主体の活動も他地区に比べて少ない。  
○市川市内の急性期総合病院からは距離があるだけでなく、通院となると交通の便が悪い。  
○大柏圏域は松戸市、鎌ヶ谷市、船橋市とも隣接しているため、生活圏が市外にある住民も多い。また、特別養護老人ホーム等の入所施設は多いが、訪問介護事業所は少なく、市外の居宅介護支援事業所への依頼や介護サービス事業所と接する機会も多い。

### 2. 主に力を入れて組んだこと

○顔の見える関係作りのため、家族介護教室等の講師を主にセンター職員が担った。  
○高齢化率が高く、様々な課題を抱える大町地区へのアプローチの為、大町地域の自治会の定例会への出席、イベントの開催、地域ケア会議などを実施した。  
○社会資源開発の為、コミュニティーソーシャルワーカー、認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターと協働し、大町地域他の社会資源開発のための活動を実施した。(近隣の「お助け活動」主催者へのヒアリングやアプローチなど)  
○介護支援専門員からの相談事例に関して、共に訪問し、課題の分析や課題解決に取り組んだ。  
○保健だよりの作成、配布やサロン活動の支援によって、センターの周知とともに、介護予防的視点で、自立した日常生活の支援に必要な連携や啓発を行った。  
○職員の質の向上のため、専門分野以外を含めた外部研修や会議への参加と同行訪問によるOJTを行った。

### 3. 課題と今後取り組むこと

○大町地域との顔の見える関係性づくりを継続し、地域資源の開発が実現できるよう取り組む。  
○社会資源作りや地域課題の早期解決に向け、コミュニティーソーシャルワーカー・認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーター、地域ケアシステム相談員との連携をより深める。  
○増加する複合的課題のあるケースに対応するため、他機関を良く知り、積極的に連携し、協働しながら支援を実施する。  
○センター業務経験の少ない職員のスキルアップ、平準化に取り組み、センター全体のスキルアップに取り組む。  
○認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターと連携した、センターの周知活動の継続。

### 4. 講評及び今後期待すること

地域の特性上、複合的な課題が多く、高齢化率も非常に高い地域かと思います。  
特に市営大町団地のある大町地区は高齢化率40%を超えており、第二団地の自治会長も代わったとのことで関係づくりにも苦慮されているかと思いますが、引き続き新たな社会資源の発見および課題解決に向けて顔の見える関係づくりを深めていってください。

## 令和6年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価【宮久保・下貝塚】

| 評価分野                  | 設問項目数<br>(数値化が可能な項目) | 宮久保・<br>下貝塚 | 高サポ平均 |
|-----------------------|----------------------|-------------|-------|
| 1 地域包括ケアシステムの構築・推進    | 4                    | 4           | 3.9   |
| 2 組織・運営体制             | 20                   | 20          | 19.6  |
| 3 総合相談支援事業            | 18                   | 18          | 17.4  |
| 4 権利擁護事業              | 8                    | 8           | 7.9   |
| 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援   | 9                    | 9           | 8.7   |
| 6 地域ケア会議              | 9                    | 9           | 9.0   |
| 7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 | 5                    | 5           | 5.0   |
| 8 包括的支援事業(社会保障充実分)    | 7                    | 7           | 7.0   |
| 9 その他の業務              | 10                   | 10          | 10.0  |

### 1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

○古くからの梨農家が多く戸建てが多い。特に下貝塚は急な坂道が多い地形になっており、坂下の住民は坂が登れなくなると買い物不便となる。  
 ○地区内に公民館が無い。いきいきセンター宮久保は急な坂の上にあるためサークル活動・高齢者クラブを利用できる住民は身体機能が保てている方に限る。  
 ○地域ケアシステム相談員・福祉委員・民生委員児童委員・自治会等は意欲的な方が多くネットワークも多い。宗教の繋がりによる助け合いが強い。  
 ○地域から相談があがりやすく個別支援や地域の見守りにも繋げやすい。その反面、地域の支援者も高齢化しており地域の助け合いが老々支援になっている。  
 ○住民主体の活動への負担感が強く新たなボランティア組織を含めた地域活動が立ち上がりにくい。

### 2. 主に力を入れて組んだこと

○権利擁護業務(虐待への対応):令和6年度の新規通報は3件、令和5年度からの継続支援は5件、計8件で例年よりも対応件数が多かった。重層的支援を要するケースが増えており多機関連携・行政と対応を検討し年度内に全ケースを終結できた。  
 ○権利擁護業務(成年後見制度の活用促進):実数6件、令和5年度から増加傾向にある。本人の意向を尊重して本人申し立てを行い、認知症の方の意思決定支援を行えた。審判がおきるまでの移行期は親族・知人等と連携し金銭管理等の自己管理の支援を行えた。  
 ○生活体制支援整備事業:生活支援コーディネーターと連携して地域課題(買い物困難)の支援を行った。生活支援コーディネーターが自治会を単位として地域会議(圏域レベルの地域ケア会議に相当)を繰り返し行い地域の意思決定支援を行った。令和7年度に新規3か所の移動販売を開始予定。また、認知症地域支援推進員の認知症カフェ立ち上げ支援を後方支援した。個人開催で新規1か所開始した。

### 3. 課題と今後取り組むこと

#### 【課題】

- 買い物困難の地域課題がある。
- 予防プラン委託先の選定に時間がかかる。
- 介護予防の場に偏りがある。

#### 【今後取り組むこと】

- 生活支援コーディネーターと連携し地域会議を繰り返しながら移動販売の立ち上げ支援を継続する。
- 介護予防委託事業所の新規開拓を継続する。
- 生活支援コーディネーターと連携し地域会議を繰り返しながら介護予防の場の立ち上げ支援を継続する。

### 4. 講評及び今後期待すること

各関係機関が意欲的でネットワークが多いのもセンターが積極的に活動を行っているからと考えます。新たな若い世代とのネットワークづくりや集いの場の確保などの課題はあるかとは思いますが、地域課題である買い物の困難さを解決すべく生活支援コーディネーターと連携し、地域会議や移動販売等にも積極的に取り組まれているということで、意欲的な関係機関づくりを継続してください。

## 令和6年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価【市川第一】

| 評価分野                  | 設問項目数<br>(数値化が可能な<br>項目) | 市川第一 | 高サポ平均 |
|-----------------------|--------------------------|------|-------|
| 1 地域包括ケアシステムの構築・推進    | 4                        | 4    | 3.9   |
| 2 組織・運営体制             | 20                       | 20   | 19.6  |
| 3 総合相談支援事業            | 18                       | 18   | 17.4  |
| 4 権利擁護事業              | 8                        | 8    | 7.9   |
| 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援   | 9                        | 9    | 8.7   |
| 6 地域ケア会議              | 9                        | 9    | 9.0   |
| 7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 | 5                        | 5    | 5.0   |
| 8 包括的支援事業(社会保障充実分)    | 7                        | 7    | 7.0   |
| 9 その他の業務              | 10                       | 10   | 10.0  |

### 1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

- 独居世帯、高齢者のみ世帯の増加と共に、身寄りが無い、親族間の関係性により支援協力を得ることが困難な高齢者が増加してきている。  
→支援にあたり連絡の取りづらい親族との調整の困難さや、キーパーソンが定まらないなど、ケアマネ相談でもそういった内容が多くみられている。
- 銀行からの相談が増加。市川駅前で大手バンクや信用金庫が多く、利用客も多い。  
認知症高齢者の増加により、銀行窓口での対応に苦慮している。  
→認知症地域支援推進員と連携し、銀行へのアプローチと相談先の周知。認知症高齢者への対応について理解促進が必要であると感じる。
- 市川駅まで出やすく、比較的買い物に困ることがないが市川4丁目、市川南4丁目の江戸川に近い地域の方はバスもないため移動、買い物に不便を感じている。  
→ネットショップや配送の活用について啓発・提案をしていく必要がある。

### 2. 主に力を入れて組んだこと

- 大規模マンションと地域ケアシステム市川第一にて定期的に相談会を実施。付随テーマをつけることで一定数以上の参加があり、センター周知と新規相談に繋がった。来年度以降、定期開催は計画せずに生活支援コーディネーターと連携し、地域帯での体操やサロンで相談の場を設けて新規相談に繋がっていく。
- 見守り支援事業の普及啓発のため説明会を実施。見守り支援事業申請者増加に繋がった。
- 家族介護教室をデイサービスと共同にて2年連続で企画開催。デイサービスで実施することで、介護技術の実践などもできるため、家族への正しい理解促進に繋がっている。

### 3. 課題と今後取り組むこと

- 【課題】
- 権利擁護についての普及啓発活動が不足している。
- 圏域内マンションの調査はできたが、その後の展開に繋がっていない。
- 【今後取り組むこと】
- 地域住民向けの「成年後見制度」と「消費者被害」の講座を年1回ずつ実施する。
- 集会所のあるマンションで講座ができるよう、自治会長又は老人会へ提案していく。

### 4. 講評及び今後期待すること

他圏域の住民の相談や厳重なセキュリティ対策がされている大型マンションもあり、他圏域よりも複雑な対応をする場面が多くあると思われます。適宜、対象圏域と情報提供を行うとともに、地域の特性に合わせた課題について、地域住民と協議・検討できる機会を大切にして地域の課題の解決にこれからも取り組んでください。

## 令和6年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価【市川第二】

| 評価分野                  | 設問項目数<br>(数値化が可能な項目) | 市川第二 | 高サポ平均 |
|-----------------------|----------------------|------|-------|
| 1 地域包括ケアシステムの構築・推進    | 4                    | 4    | 3.9   |
| 2 組織・運営体制             | 20                   | 20   | 19.6  |
| 3 総合相談支援事業            | 18                   | 18   | 17.4  |
| 4 権利擁護事業              | 8                    | 8    | 7.9   |
| 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援   | 9                    | 9    | 8.7   |
| 6 地域ケア会議              | 9                    | 9    | 9.0   |
| 7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 | 5                    | 5    | 5.0   |
| 8 包括的支援事業(社会保障充実分)    | 7                    | 7    | 7.0   |
| 9 その他の業務              | 10                   | 10   | 10.0  |

### 1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

○担当地域は広範囲で、それぞれの地区によって地域性の違いが大きくある。買い物や通院、地域の集いの場への外出の利便性、介護保険サービス利用のしやすさなどについての差が大きい。また、地域課題の受け止め方や地域でのつながりにおいても地域差が大きい。  
 ○江戸川から至近距離にあり、減災マップにおいても地震被害、水害などのリスクが高い。  
 ○地域や相談機関とつながりのない孤立した世帯や高齢者が、重度化(ゴミ屋敷を含む)・複雑化してからの相談に挙がるケースが増えている。また、本人の課題だけでなく引きこもりや生活困窮の同居の子供、認知症等を抱え込む介護者、虐待ケースなど重層化した課題を抱える世帯が多い。

### 2. 主に力を入れて組んだこと

○センターが関わったケース(孤立した高齢者、重層の課題を抱えた世帯、消費者被害にあった高齢者など)を民生委員児童委員協議会や地域ケア推進連絡会議などの機会に積極的に発信し、地域で今起こっていることを自分事として捉えてもらうよう取り組んだ。  
 ○生活支援コーディネーターと連携し、地域(移動販売・サロン・自治会活動)に出向き、社会資源マップの更新・周知を広く行った。インフォーマルサービスは相談者へ介護サービスのみに頼らない情報を伝えた。  
 ○今年度も出張相談会を地区を変えて平田地区で開催。地域との関係性を深めながらセンターから遠方での相談対応に取り組んだ。  
 ○自治会やサロンからの依頼を受け、出前講座は4回、イベント参加で2回地域に出向いた。健康や消費者被害などに関する啓発を行った。  
 ○民生委員児童委員協議会や地域ケア推進連絡会等でセンターの相談件数や、相談支援例などを発信。地域に向けて積極的にセンター業務への理解を促した。  
 ○感染症のまん延や災害に備え、BCPIに沿って机上訓練、実働訓練を行った。緊急持ち出し簿の見直しを行い、電話や訪問により誰とも繋がりのない世帯を洗い出し、安否確認の必要な高齢者の把握に努めた。

### 3. 課題と今後取り組むこと

【課題】  
 ○エリア全体での民生委員・児童委員からの相談は増えているが、相談者や連携には地域差がある。相談の少ない地域との連携を深める必要がある。  
 ○これまで地域で支えていたが重度化したため支えきれなくなりセンターへの支援依頼となるが、共助であったものが「排除」になってしまうケースがある。本人の人権の尊重についてと早期対応の必要性についての理解を促進する必要がある。  
 ○センターの相談機関としての役割についての認識は広がっているものの、まだまだ不足している。関係機関や地域との連携、生活支援コーディネーターとの連携によりさらにセンターについて周知していく必要がある。  
 ○介護支援専門員不足により、介護予防が必要で認定が出ていても早期にサービス利用を導入することができない。社会資源に繋げ、介護予防を推進する必要がある。  
 【今後取り組むこと】  
 ○今年度も引き続きセンターから距離のある地区での出張相談会や出前講座を実施する。  
 ○センターでの相談件数や相談内容と対応を地域に発信し、センターの業務内容を知ってもらい、支援の必要な世帯の早期対応に繋ぐ。  
 ○新しいサロンや地域活動、社会資源に生活支援コーディネーターと積極的に出向き、センターを周知する。  
 ○介護予防を推進するために、認定が出ていても生活支援コーディネーターと連携し、新しい情報を得ながら社会資源に繋げていく。介護保険制度や介護予防について講座や周知活動で理解を促す。

### 4. 講評及び今後期待すること

圏域が広範囲であり、それぞれの地域の特性・課題を明確にできています。複雑化していく高齢者世帯へ対応するため、民生委員児童委員協議会や地域ケア推進会議などを活用し、関係機関との連携を引き続きお願いいたします。

## 令和6年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価【真間】

| 評価分野                  | 設問項目数<br>(数値化が可能な<br>項目) | 真間 | 高サポ平均 |
|-----------------------|--------------------------|----|-------|
| 1 地域包括ケアシステムの構築・推進    | 4                        | 4  | 3.9   |
| 2 組織・運営体制             | 20                       | 20 | 19.6  |
| 3 総合相談支援事業            | 18                       | 18 | 17.4  |
| 4 権利擁護事業              | 8                        | 8  | 7.9   |
| 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援   | 9                        | 9  | 8.7   |
| 6 地域ケア会議              | 9                        | 9  | 9.0   |
| 7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 | 5                        | 5  | 5.0   |
| 8 包括的支援事業(社会保障充実分)    | 7                        | 7  | 7.0   |
| 9 その他の業務              | 10                       | 10 | 10.0  |

### 1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

○高齢化率が市の21.51%に対して27.3%とやや高い(R6.3月末)。  
 ○JR市川駅から真間山弘法寺までの参道と真間川沿いの文学の道に挟まれた住宅街が広がる地域で、公民館・町内会館がなく気軽に集える場所が限られる。  
 ○近隣に介護や困りごとの相談をするより、自身でどうにか頑張ろうとする方が多く、医療機関などからの提案で初めて介護認定申請する人が多い。又、事務所の場所柄か来所や電話相談が中心で、訪問での対応は望まれないため、生活実態が把握しにくい。  
 ○JR市川駅などへの移動途中に資料を取りにだけ来所される方も多く、匿名のため、圏域か圏域外か把握が難しい。

### 2. 主に力を入れて組んだこと

○自治会の回覧板や市の広報を活用して周知活動の幅を広げる事で、センターで実施している講座を知ってもらう機会になり、講座の参加者も増えた。  
 ○気軽に相談できるように出張相談会を企画し、自治会の回覧板に日程を広報した。  
 ○近隣圏域から市川駅への移動途中に、相談ではないが資料はないかと匿名での来所者も多い半面、近隣住民から事務所に入りにくいとの声も聞かれたため、事務所前の掲示方法の見直しと窓口で気軽に資料が見られるように工夫した。  
 ○認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターが配置されたことで、認知症初期集中支援チームへの依頼につながるケースが増え、これまで広報活動をしてこなかった地域の商店にもセンターの周知が図れた。又、地域と連携を図ったことで、R7年度移動販売の候補地として複数開始予定となる事が決まった。

### 3. 課題と今後取り組むこと

○出張相談会を実施したが、相談会を目的に参加される方はいなかった。今年度は地区内に開始される移動販売への顔出しを通じて、顔の見える関係作りから気軽に相談が出来る体制づくり、利用者の実態把握を行う。  
 ○集まりに参加しながらない方も一定数いると把握しており、高齢者が集まりやすい場所の把握を行う。  
 ○広報活動はこれまでの取り組みに加え、高齢者が立ち寄る可能性が高い薬局にも範囲を広げる。

### 4. 講評及び今後期待すること

各関係機関が意欲的でネットワークが多いのもセンターが積極的に活動を行っているからと考えます。新たな若い世代とのネットワークづくりや集いの場の確保などの課題はあるかとは思いますが、地域課題である買い物の困難さを解決すべく生活支援コーディネーターと連携し、地域会議や移動販売等にも積極的に取り組まれているということで、意欲的な関係機関づくりを継続してください。

## 令和6年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価【菅野・須和田】

| 評価分野                  | 設問項目数<br>(数値化が可能な<br>項目) | 菅野・<br>須和田 | 高サポ平均 |
|-----------------------|--------------------------|------------|-------|
| 1 地域包括ケアシステムの構築・推進    | 4                        | 4          | 3.9   |
| 2 組織・運営体制             | 20                       | 20         | 19.6  |
| 3 総合相談支援事業            | 18                       | 18         | 17.4  |
| 4 権利擁護事業              | 8                        | 8          | 7.9   |
| 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援   | 9                        | 8          | 8.7   |
| 6 地域ケア会議              | 9                        | 9          | 9.0   |
| 7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 | 5                        | 5          | 5.0   |
| 8 包括的支援事業(社会保障充実分)    | 7                        | 7          | 7.0   |
| 9 その他の業務              | 10                       | 10         | 10.0  |

### 1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

○富裕層・中間層・貧困層、各層が点在しており、地域コミュニティと繋がりが深く、情報を素早くキャッチできる方がいる一方、制度や支援体制についての情報を持たず、状態が悪化してから発覚するケースも多い。自分や家族の困りごと(介護/認知症/経済困難など)を近隣に知られたくない方も多くおり、複雑化しやすい。

○独居高齢者、認知症、地域コミュニティから孤立している高齢者などが増加している現状があり、自治会なども積極的な地域活動を展開しているが、地域コミュニティを支える側の高齢化も進んでいる。

### 2. 主に力を入れて組んだこと

○介護予防の啓発(啓発チラシの作成・配布/依頼講座/みんなで体操の立ち上げ支援)。  
 ○生活支援コーディネーターと共に地域の活動の場や集いの拠点の情報収集。  
 ○教育機関との関係づくり(菅野小学校・AIAI保育園)。  
 ○関係機関(地域ケアシステム、市川市社会福祉協議会、がじゅまる+、生活サポートセンターそらなど)との密な連携をとり、地域の困りごとや困難ケースの対応。  
 ○地域住民の興味関心の調査(休日の介護者相互交流会の開催、家族介護教室のテーマがきっかけとなり依頼講座へ)。  
 ○成年後見制度利用に向けた支援(任意後見/家族申し立て/市長申し立て)それに関係する機関との連携。

### 3. 課題と今後取り組むこと

【課題】  
 ○孤立している高齢者や家族を早期に発見する仕組みづくり。  
 ○男性と地域の結びつきが弱い。  
 ○地域活動の担い手が高齢化している。

【今後の取り組み】  
 ○地域イベントでの出張相談会にて多方面へセンターの周知を行う。地域の集いにも積極的に参加し、本人からの発信がない方も早期に発見できるよう地域ネットワークをさらに強化する。  
 ○男性が参加できる集いや活動の情報収集をし、可視化する。男性向けの講座や交流会をセンターで企画する。  
 ○多世代交流に向け、地域の教育機関との関わりをさらに増やし、地域の活性化に繋げる。

### 4. 講評及び今後期待すること

圏域に様々な層の家庭があり、それぞれに異なるアプローチ、対応が必要である中、自治会と良好な関係を構築し、会長と一緒に高齢者宅を訪問するなどの取組みを行っていることは、評価しております。  
 今後、若い世代や高齢男性にもセンターに興味を持ってもらえるよう、講座や教室の内容を工夫してく取組みについて、行政としても、今後の展開を期待しております。

## 令和6年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価【八幡】

| 評価分野                  | 設問項目数<br>(数値化が可能な<br>項目) | 八幡 | 高サポ平均 |
|-----------------------|--------------------------|----|-------|
| 1 地域包括ケアシステムの構築・推進    | 4                        | 4  | 3.9   |
| 2 組織・運営体制             | 20                       | 20 | 19.6  |
| 3 総合相談支援事業            | 18                       | 18 | 17.4  |
| 4 権利擁護事業              | 8                        | 8  | 7.9   |
| 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援   | 9                        | 9  | 8.7   |
| 6 地域ケア会議              | 9                        | 9  | 9.0   |
| 7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 | 5                        | 5  | 5.0   |
| 8 包括的支援事業(社会保障充実分)    | 7                        | 7  | 7.0   |
| 9 その他の業務              | 10                       | 10 | 10.0  |

### 1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

○JRや私鉄の駅に近く、スーパーマーケットや銀行・スポーツクラブ・カラオケ店・パチンコ店が複数あり、市役所もある。都内へのアクセスが良いエリアで老若男女、高層マンション・戸建・賃貸アパートに住む高所得者～貧困の混在エリアであるが比較的裕福な方が多い。マンション住まいの方は転入者が多く、近所付き合いが希薄である事が多い。公衆浴場は1か所ある。オートロックマンションの方の安否確認。八幡は元々の地主や古くから居住している方が多く、1件1件の家が大きく富裕層が多い。南八幡は発展している地域でもあるので居住されて間もない方も多いが貧富の差が大きい。

### 2. 主に力を入れて組んだこと

○認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターとの連携。  
○権利擁護。(後見人への繋ぎ、後見支援センターサポート)  
○地域との交流「夏祭り・老人会(依頼講座)・八幡公園清掃・古八幡婦人会・社会福祉協議会イベントへの参加協力」への参加連携。  
○病院受け入れ拒否の場合の調整。  
○業務効率改善の為にパソコンスキル向上。  
○介護サービス利用希望の要支援認定者の介護支援専門員待機時間を削減。

### 3. 課題と今後取り組むこと

○要支援者は要介護認定者に比べ単位が低い為、介護支援専門員の受け手が少ない。市や居宅介護支援事業所に問題解決に向けた働きかけ実施。  
○他機関とのさらなる連携。  
○関係機関だけでなく、スポーツクラブや商店街、薬局等とも関係性を構築し、支援が必要な方を早期発見。  
○病院受け入れ困難な場合の調整。  
○サービス受け入れ困難者に対する繋ぎ先の確保。  
○病気や認知症の単身高齢者の身元保証や支払い問題への対応。

### 4. 講評及び今後期待すること

関係機関への周知を含め、職員ひとりひとりのスキル向上や業務の効率化についてセンター全体で積極的に活動されていることは評価されるべき点だと思います。  
オートロックの高層マンションにおける住民同士の関係性希薄化等の課題に対し、職員間の連携の強さを活かし今後も地域の関係づくりに取り組んでいただければと思います。

## 令和6年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価【市川東部】

| 評価分野                  | 設問項目数<br>(数値化が可能な<br>項目) | 市川東部 | 高サポ平均 |
|-----------------------|--------------------------|------|-------|
| 1 地域包括ケアシステムの構築・推進    | 4                        | 4    | 3.9   |
| 2 組織・運営体制             | 20                       | 20   | 19.6  |
| 3 総合相談支援事業            | 18                       | 18   | 17.4  |
| 4 権利擁護事業              | 8                        | 8    | 7.9   |
| 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援   | 9                        | 8    | 8.7   |
| 6 地域ケア会議              | 9                        | 9    | 9.0   |
| 7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 | 5                        | 5    | 5.0   |
| 8 包括的支援事業(社会保障充実分)    | 7                        | 7    | 7.0   |
| 9 その他の業務              | 10                       | 10   | 10.0  |

### 1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

○担当圏域が広範囲、鬼高のような平坦な地域と若宮や北方町4丁目のような坂の多い場所など地域差がある。  
 ○坂の多い地域では「外出自体が大変」という方や、移動手段の利便性が良くない(バスがあっても本数が少ない、行き先によっては最寄りバス停まで距離がある)等の理由で、当事者や家族の来所相談が難しく自宅への訪問相談も多い。  
 ○担当圏域内に居宅介護支援事業所が9か所のうち半数以上が所属人数が1、2名と小規模な事業所が多く、近隣で委託先探しが難航。  
 ○高齢者だけでなく世帯に対しての支援が必要になり、他機関と連携して関わるケースがある。

### 2. 主に力を入れて組んだこと

○多世代(3世代、4世代、高齢者と子など)支援のため、生活保護のケースワーカー、がじゅまる+や生活サポートセンターそら等、幅広い関係機関と実情に合わせ連携支援を行なった。  
 ○権利擁護に関する相談を受けた際、市川市社会福祉協議会の後見相談担当室に助言を求め、ケースによっては同行訪問を行ない必要な支援を行った。  
 ○プラン委託先探しに難航(特に予防ケース)しているため、中立公平を保ちつつ、居宅介護支援事業所と良好な関係が保てるよう、介護支援専門員からの相談等に丁寧な対応を心掛けた。  
 ○地域活動の参加を希望する高齢者に対し、認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターと連携し地域活動の紹介や活動参加など、地域の社会資源に繋がるよう働きかけると共に、東部圏域の介護支援専門員との交流会にて生活支援コーディネーターの周知、インフォーマルサービス活用の幅を広げる機会を作った。

### 3. 課題と今後取り組むこと

○居宅介護支援事業所向けに、他機関との協働(病院の医療ソーシャルワーカーや在宅医療)の勉強会の開催。  
 ○入退院支援で医療機関との連携を図り、退院後も切れ目のない介護サービスや在宅医療の調整ができるようにする。  
 ○興味関心が高まっている身元保証や今後のこと(終活)の相談対応ができるように、情報提供や講座等の企画。

### 4. 講評及び今後期待すること

センターから遠い北方町での移動販売に顔を出すことで、自治会からの相談が増えたことや介護支援専門員と民生委員児童委員との交流会を実施したことは評価すべきと思います。担当地域が広く地域性や生活状況も様々で多方面にわたる支援が必要なことから、地域のネットワークや幅広い関係機関との連携を密にし、実情に合わせた支援を引き続きお願いします。

## 令和6年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価【信篤・二俣】

| 評価分野                  | 設問項目数<br>(数値化が可能な項目) | 信篤・二俣 | 高サポ平均 |
|-----------------------|----------------------|-------|-------|
| 1 地域包括ケアシステムの構築・推進    | 4                    | 3     | 3.9   |
| 2 組織・運営体制             | 20                   | 20    | 19.6  |
| 3 総合相談支援事業            | 18                   | 17    | 17.4  |
| 4 権利擁護事業              | 8                    | 8     | 7.9   |
| 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援   | 9                    | 9     | 8.7   |
| 6 地域ケア会議              | 9                    | 9     | 9.0   |
| 7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 | 5                    | 5     | 5.0   |
| 8 包括的支援事業(社会保障充実分)    | 7                    | 7     | 7.0   |
| 9 その他の業務              | 10                   | 10    | 10.0  |

### 1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

○市内でも比較的高齢化率が低く、高齢者世帯数も少ない。地域で水害が起こると、交通機能が不全となる場所、道路等がある。また外環道路ができたことで、同じ地域内でも分断されてしまっている地域がある。もともと病院受診や買い物にも不便な地域があったが、地域の商業施設がなくなったり、令和7年3月で京成バスの妙典線、二俣線が廃止になったことにより、買い物難民や外出困難な方がいる。高齢者サポートセンターが住宅地や駅から離れた場所にあるため、来所相談よりもアウトリーチによる相談が多い。さらに、古くから居住している方の多い地域は地縁(コミュニティ)があるが、工場地帯にマンションが新しく建設されている地域では、住民間のコミュニティが希薄である。

### 2. 主に力を入れて組んだこと

○認知症カフェ自主組織支援の継続  
・認知症カフェ団体の立ち上げ支援から、持続性・発展性に重点を置いた活動支援を継続して行っている。令和6年度は年度当初に、高齢者クラブの活動団体登録申請を行い、活動助成を得られるようになった。また今年度も打合せから、カフェの開催、反省会等にも参加した。

○マンション出張相談会と全戸ポスティングの実施  
・高齢化の進んだマンションの様々な課題に対応するため、マンション理事会等に趣旨説明を行い、令和3年度から継続している出張相談会を実施。センター及び認知症予防や対策の周知・啓発を目的とした全戸対象のポスティングも実施し、ニーズ把握に努めた。

○高サポお便り  
・消費者被害防止、権利擁護、社会資源、健康に関すること等をお便りにして、毎月発行している。地域資源マップも更新し、その内容を関係機関や地域に向けて発信できた。

○地域活動への参加  
・令和5年度から始まったこども食堂(みつば食堂)やみつば祭り、地域の防災訓練や公民館での文化祭などの自治会活動等に積極的に参加し、センターの周知啓発活動を行った。

○民生委員児童委員勉強会・交流会  
・“顔の見える関係作り”の一環で、民生委員児童委員協議会にて、信篤二俣地区の介護支援専門員と合同で勉強会・交流会を実施した。今回は防災についてのテーマで意見交換、情報共有を行った。

### 3. 課題と今後取り組むこと

○認知症地域支援推進員と連携し、認知症予防と地域の人に認知症についての知識を深めていく。

○職員の退職等に伴い、担当地域の住民組織や関係機関との連携力が課題。今後も積極的に会議や地域活動に参加し、地域住民との繋がりを構築し、センターの周知啓発に努めていく。

○職員の離職が多く、職員の定着ができていない。その為法人と協力し働きやすい環境づくりをすすめていく。

○職員の括地域包括支援センターでの業務歴が全員短いことが課題。その為、積極的に研修等に参加や地域包括支援課に相談し対応等の向上を目指していく。

### 4. 講評及び今後期待すること

非常に広い圏域で、地域課題の把握も苦慮されているかと思いますが、その中でマンション住民等に対し積極的に関わっているのは評価されるべき点だと思います。  
今年3月より生活支援コーディネーターが着任されたとのことで、引き続き顔の見える関係づくりをお願いいたします。

## 令和6年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価【行徳】

| 評価分野                  | 設問項目数<br>(数値化が可能な項目) | 行徳 | 高サポ平均 |
|-----------------------|----------------------|----|-------|
| 1 地域包括ケアシステムの構築・推進    | 4                    | 4  | 3.9   |
| 2 組織・運営体制             | 20                   | 19 | 19.6  |
| 3 総合相談支援事業            | 18                   | 18 | 17.4  |
| 4 権利擁護事業              | 8                    | 8  | 7.9   |
| 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援   | 9                    | 9  | 8.7   |
| 6 地域ケア会議              | 9                    | 9  | 9.0   |
| 7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 | 5                    | 5  | 5.0   |
| 8 包括的支援事業(社会保障充実分)    | 7                    | 7  | 7.0   |
| 9 その他の業務              | 10                   | 10 | 10.0  |

### 1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

○新旧江戸川に挟まれた三角州のような土地柄であるが、国道357号線、バイパス道路に妙典橋ができて旧成田街道などが交差、東京メトロ東西線があり東京からの通勤に便利な土地柄である。

○南北の縦長の圏域であり海産物を生業にした旧家や高度成長期のマイホームブームに乗った築40年以上の家や大中小のマンション・アパートがあり行徳に移り住んだ人が多い。

○東京メトロ東西線で一番新しい駅妙典が出来て、大型商業施設と付随して大規模マンションがある。移り住み働くに交通の便がよく、子育てにも都合がよい町となった反面、近隣との関係が希薄の高齢者が増えた。大きな一軒家や古いアパート物件を建て壊し、新しく立て替えたマンション、敷地の狭い縦長の一軒家などが増えてきた。

○新しい住民が増えてきて、生活保護の方が入居できる物件や、高齢者に貸してくれる物件が、担当地区内になく困ることが多くなった。

○行徳南部地区は古いアパートが多く、生活保護受給者の数が急増。また、子供などの家族がいても就労などで日中不在のことが多く、介護の協力体制がとれなくなっている。

### 2. 主に力を入れて組んだこと

○交通の便がよいのか、本地区に長きに渡り居住したのち独居高齢者になり、相談に来るケースがある。経済的支援や住居などの支援が必要な方や、健康上の問題や認知症等になり困難ケースになる事が多い。様々な方法で検討分析し、支援者の役割分担を行い継続的に支援を提供することがある。身寄りが全く無いと言う方や、遠方に住む両親を引き取るという相談も増えた。

○また本人の支援のみならず、同居者も含めた多問題家族への対応があり、他機関と情報共有などが必要となり支援に要する時間が増えた。センタースタッフが一人では対応しきれないケースも多くなり、複数のスタッフで対応したり事務所の全員でそれぞれの職種を生かし対応してきた。

○権利擁護対応のケースが増えている。虐待ケースのみならず、家族や親族の問題も絡んだケースもあり、介護支援専門員と協力して後見制度の利用など後方支援をしてきた。経済力と生活力のバランスが取れていないケースは、生活や健康の立て直しに時間が必要で、救急要請が必要でも本人が理解できない場合もあった。コロナ禍後、法人内医療機関の協力も得られにくくなり、在宅診療医師の協力を得て訪問看護の利用などを経て病院に繋ぐケースが見られた。

### 3. 課題と今後取り組むこと

○圏域内は新しい住民が増え、町並みが年々変化している。高齢化率は15.9%と低く都市化しているが、築40年以上のマンションがある幸1、2丁目などは28.8%と高い高齢化率となっている。都市化した圏域内で取り残され孤立する高齢者が多く、独居者、お互いが認知症の高齢者夫婦、地域の医療と関係しない方、介護拒否の高齢者などの相談が複数ある。緊急に支援が必要な場合も多いが、家族関係が気薄で、場合によっては家族から支援を拒絶されることもある。遠方で来られない家族や、家族の住所がわからないため連絡が取れないという場合も多い。家族問題も加わり複雑化しているケースが多い。

○また経済の問題も多く、金銭など関係し権利擁護の部分で後見制度を利用することが多くなった。地域の介護支援専門員の協力が必要となるが、役割分担の理解、協力などが可能な介護支援専門員は少ないと感じる。当センター内でもスタッフが定数に満たない期間が長く続き、新しいスタッフは2年未満と経験不足の中地域住民の生活の安全を守るために、センター内での情報交換や共有、複数人数での対応に努めていく。また、スタッフの質の向上に取り組んでいく。

### 4. 講評及び今後期待すること

問題が複雑化している高齢者への対応について、権利擁護などの制度を活用しながら対応されていたことは評価しております。今後も地域の社会資源を活用しながら取り組んでいただきたいと思います。

また、職員の確保も課題ではありますが、確保した人材の育成の充実についても取り組んでおられますので、今後のご活躍を期待しております。

## 令和6年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価【南行徳第一】

| 評価分野                  | 設問項目数<br>(数値化が可能な<br>項目) | 南行徳<br>第一 | 高サポ平均 |
|-----------------------|--------------------------|-----------|-------|
| 1 地域包括ケアシステムの構築・推進    | 4                        | 4         | 3.9   |
| 2 組織・運営体制             | 20                       | 18        | 19.6  |
| 3 総合相談支援事業            | 18                       | 16        | 17.4  |
| 4 権利擁護事業              | 8                        | 7         | 7.9   |
| 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援   | 9                        | 9         | 8.7   |
| 6 地域ケア会議              | 9                        | 9         | 9.0   |
| 7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 | 5                        | 5         | 5.0   |
| 8 包括的支援事業(社会保障充実分)    | 7                        | 7         | 7.0   |
| 9 その他の業務              | 10                       | 10        | 10.0  |

### 1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

○行徳街道沿い(旧道)の古くからの街と、行徳バイパスから海側への新しい街で構成された地域。戦前から居住の住民、高度経済期特に東京メトロ東西線開通の頃に移り住んだ住民、バブル期以降マンションブームで移り住んだ住民の3階層が存在している。  
○高齢化率は市の平均と比較し、低い傾向にある。  
○子が独立した後の高齢者世帯が築年数が長く古い住居で生活を送ったり、アパートで独居生活を送るケースも多い。  
○移動販売事業が始まっているが、近隣にスーパーマーケットがない、いわゆる買い物難民に該当するエリアも依然として存在する。歩道の狭さや段差解消などのインフラ面も課題が残る。  
○令和4年以降、担当圏域内在住の子による親の呼び寄せ相談が増加傾向。

### 2. 主に力を入れて組んだこと

○限られた人員の中で、地域支援に空洞が生まれない事だけを念頭に業務に従事した。

### 3. 課題と今後取り組むこと

○職員の経験年数のバラツキが顕著なため、市民から求められる要請に応えられるよう、個々のスキルアップを目指す必要がある。  
○外部研修など、積極的に職員を派遣できるように勤務体制の整備など行いたい。

### 4. 講評及び今後期待すること

中途採用の職員もあり、職員の経験年数が多様になる中で、地域住民との信頼関係を意識しながら取り組んでいることは評価しております。  
職員の増加に伴い、外部研修などを活用して個々のスキルアップを図り、センターの質の向上がますます図られることを期待いたします。

## 令和6年度 市川市高齢者サポートセンター運営評価【南行徳第二】

| 評価分野                  | 設問項目数<br>(数値化が可能な項目) | 南行徳<br>第二 | 高サポ平均 |
|-----------------------|----------------------|-----------|-------|
| 1 地域包括ケアシステムの構築・推進    | 4                    | 4         | 3.9   |
| 2 組織・運営体制             | 20                   | 20        | 19.6  |
| 3 総合相談支援事業            | 18                   | 17        | 17.4  |
| 4 権利擁護事業              | 8                    | 8         | 7.9   |
| 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援   | 9                    | 9         | 8.7   |
| 6 地域ケア会議              | 9                    | 9         | 9.0   |
| 7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 | 5                    | 5         | 5.0   |
| 8 包括的支援事業(社会保障充実分)    | 7                    | 7         | 7.0   |
| 9 その他の業務              | 10                   | 10        | 10.0  |

### 1. 高齢者サポートセンター担当地域の特徴

○担当地区は全て埋め立てで出来た土地であり、平坦で基盤の目のように区画が整備され、比較的広い道路がある。交通機関は一定程度は整備されているものの、全て駅に向かっており、地区内を移動するには足りない部分もある。こうした場所であるがゆえに高齢者になっても自転車移動をする人が多い。都内までのアクセスが良いこともあり、団塊の世代が多く築40年から50年程度のマンションに住んでおり、基本的には独居または高齢世帯となっている。一部独身の子どもが同居している世帯も見られる。

○担当地区で最も大きなマンション群がある塩浜地区は、市内2番目の高齢化率となっている。URの団地と市営住宅で成り立っており、公営住宅、賃貸、分譲の別があり、それぞれの住民は居住区別を越えての交流には消極的で、一部偏見ともとれる潜在的な思いを抱く傾向にある。近年、少数ではあるものの男性の独居世帯にゴミ屋敷、金銭管理不良、アルコール問題などが見つかっている。

○自治会の加入率は全体的に低く、他者に関心を持たない人たちも一定以上いると思われる。公民館のような公共の集いの場(施設)は担当地区内には存在しない。

### 2. 主に力を入れて組んだこと

○地区の高齢者の層がコロナ以降で変化していると感じており、高齢者の把握に力を入れた。民生委員児童委員と個別での話し合いや一部自治会長との面談などから、新しい気になる高齢者も把握できた。また、日頃の相談からも新しい高齢者を把握している。把握するためにはセンターの周知が必要であると考え、センターの案内を掲示する取り組みを始めた。夫婦だけでなくネットを駆使できる忙しい子ども世帯に知ってもらえるよう、案内に2次元コードをつけた。そこでアクセスできるセンターのホームページには、市の委託内容を記載するとともに、介護予防支援の運営規定や重要事項説明書を掲載した。センターの役割強化のために配置された生活支援コーディネーター(認知症地域支援推進員と兼務)が地域の困りごとをキャッチするために再開・新設した相談室の開催によっても、センターの周知は進んだと思う。

○介護予防に関しては、生活支援コーディネーターが地域活動を元に”いちかわみんなで体操”開始を支援したことで介護予防啓発をした。また、プランナーを非常勤職員として1名追加採用し、要支援認定者の利用待ちを減らし、速やかにサービス利用を開始できるように心掛けた。

### 3. 課題と今後取り組むこと

○地域内の高齢者の把握は、また一部に滞まっているためこれからも進めていく。把握をすることで周知へつながっていき、何か困った時に相談する先として認知してもらえるようになると思う。

○最近の相談傾向として、以前より内容の複雑化や重層化が見られている。そうした相談に対応するため、センター職員の技術や知識を向上させると共に、関係機関との連携を密にしていこうため、関係者会議や地域ケア会議等を活用して対応していきたい。

○団塊の世代が後期高齢者に入り、その世代の特徴として競争意識の強さや年功序列にこだわるなどがあげられている。地域活動の中でも新しく登場した担い手の意見を取り入れたがらない、交流を持ちたがらないなどの問題があると聞いている。地域作りに関しては、うまく行っている地域の人たちのつながりを通じて別の地域に広げていくなど、できるだけ無理や無駄のない活動をしていくよう心掛け、生活支援コーディネーターとの連携を密にして共に広げていくという意識で取り組む。

○勤労している男性介護者の集いの場を作る必要性を感じており、仕事に配慮して休日の開催を試みる。

### 4. 講評及び今後期待すること

民生委員児童委員をはじめとした地域住民と協力し信頼関係を構築しながら高齢者の支援にご対応いただいたことは評価しております。令和6年度よりセンターに配置された生活支援コーディネーターとも連携し新たな地域とのつながりが構築されることを期待しております。

## 介護予防支援事業等の委託事業者の追加について

ケアプラン作成委託契約を締結した事業所一覧

受取期間: 令和7年2月1日～令和7年6月20日

| 番号 | 事業所・施設の名称           |                          | 事業指定年月日    | 高齢者サポートセンター名 |
|----|---------------------|--------------------------|------------|--------------|
|    | サービスの種類             | 郵便番号                     |            |              |
|    | 事業者番号               | 住所                       |            |              |
| 1  | Runケア居宅介護支援事業所      |                          | 2024年4月1日  | 菅野・須和田       |
|    | 居宅介護支援              | 270-2225                 |            |              |
|    | 1271209544          | 松戸市東松戸4-8-6-102YASUIビル第9 |            |              |
| 2  | アースサポート本蓮沼          |                          | 不明         | 真間           |
|    | 居宅介護支援              |                          |            |              |
|    | 1371910561          | 東京都板橋区蓮沼町50-2            |            |              |
| 3  | 介護のパムコ東松戸           |                          | 2014年6月1日  | 八幡           |
|    | 居宅介護支援              | 270-2222                 |            |              |
|    | 1271206631          | 松戸市高塚新田494-13            |            |              |
| 4  | 特定非営利活動法人コミュニティやすらぎ |                          | 2003年11月1日 | 市川東部         |
|    | 居宅介護支援              | 272-0804                 |            |              |
|    | 1270800988          | 市川市南大野2-20-4山室ハイツ103     |            |              |
| 5  | ピースケアマネージャー事務局      |                          | 2011年6月1日  | 市川第二         |
|    | 居宅介護支援              | 299-4616                 |            |              |
|    | 1278600182          | 千葉県いすみ市岬町長者13-1          |            |              |
| 6  | ケアプランありのみ           |                          | 2025年1月1日  | 菅野・須和田       |
|    | 居宅介護支援              | 272-0822                 |            |              |
|    | 1270806241          | 市川市宮久保4-29-15            |            |              |
| 7  | ケアプランセンター市友         |                          | 2023年8月5日  | 真間           |
|    | 居宅介護支援              | 272-0035                 |            |              |
|    | 1270806084          | 市川市新田2-28-3サンコーポ101号室    |            |              |
| 8  | 幸志会ケアプランセンター        |                          | 2025年1月1日  | 市川東部         |
|    | 居宅介護支援              | 272-0023                 |            |              |
|    | 1270806233          | 市川市南八幡3-2-1エクセル喜多川第2 1-A |            |              |
| 9  | 介護のパムコ              |                          | 2001年2月1日  | 南行徳第一        |
|    | 居宅介護支援              | 272-0023                 |            |              |
|    | 1270800145          | 市川市南八幡4-2-5いちかわ情報プラザ301  |            |              |
| 10 | 幸志会ケアプランセンター        |                          | 2025年1月1日  | 国府台          |
|    | 居宅介護支援              | 272-0023                 |            |              |
|    | 1270806233          | 市川市南八幡3-2-1エクセル喜多川第2 1-A |            |              |
| 11 | 幸志会ケアプランセンター        |                          | 2025年1月1日  | 市川第一         |
|    | 居宅介護支援              | 272-0023                 |            |              |
|    | 1270806233          | 市川市南八幡3-2-1エクセル喜多川第2 1-A |            |              |
| 12 | ケアパートナーマザーシップ       |                          | 2023年6月1日  | 曾谷           |
|    | 居宅介護支援              | 272-0034                 |            |              |
|    | 1270806050          | 市川市市川1-22-11-105         |            |              |
| 13 | ケアプランありのみ           |                          | 2025年1月1日  | 市川第一         |
|    | 居宅介護支援              | 272-0822                 |            |              |
|    | 1270806241          | 市川市宮久保4-29-15            |            |              |
| 14 | ケアプラン湊              |                          | 不明         | 大柏           |
|    | 居宅介護支援              | 273-0124                 |            |              |
|    | 1272902550          | 千葉県鎌ヶ谷市中央1-14-39         |            |              |

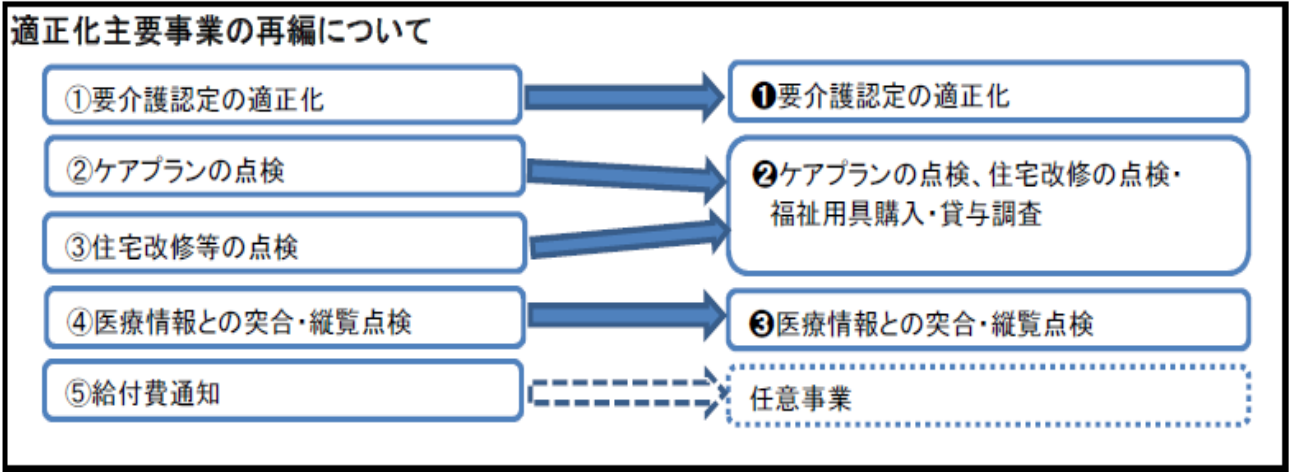
| 番号 | 事業所・施設の名称        |                          | 事業指定年月日    | 高齢者サポートセンター名 |
|----|------------------|--------------------------|------------|--------------|
|    | サービスの種類          | 郵便番号                     |            |              |
|    | 事業者番号            | 住所                       |            |              |
| 15 | 有限会社 京成ケアサービス    |                          | 1999年11月1日 | 八幡           |
|    | 居宅介護支援           | 272-0034                 |            |              |
|    | 1270800095       | 市川市市川3丁目32番8号            |            |              |
| 16 | SOMPOケア船橋 居宅介護支援 |                          | 2017年6月1日  | 市川東部         |
|    | 居宅介護支援           | 273-0005                 |            |              |
|    | 1270908252       | 船橋市本町7-11-5-502          |            |              |
| 17 | ケアプランまきい         |                          | 2025年4月1日  | 行徳           |
|    | 居宅介護支援           | 400-0845                 |            |              |
|    | 1970105951       | 山梨県甲府市上今井町260-5          |            |              |
| 18 | ケアプランありのみ        |                          | 2025年1月1日  | 曾谷           |
|    | 居宅介護支援           | 272-0822                 |            |              |
|    | 1270806241       | 市川市宮久保4-29-15            |            |              |
| 19 | ケアプラン 和楽         |                          |            | 大柏           |
|    | 居宅介護支援           | 273-0104                 |            |              |
|    | 1272901040       | 千葉県鎌ヶ谷市東鎌ヶ谷3丁目26番10号     |            |              |
| 20 | 医療法人社団ゆい ケアプランゆい |                          |            | 市川第二         |
|    | 居宅介護支援           | 133-0057                 |            |              |
|    | 1372308062       | 東京都江戸川区日小岩1-21-23 ゆいビル2階 |            |              |
| 21 | 介護のパムコ           |                          |            | 国分           |
|    | 居宅介護支援           | 272-0023                 |            |              |
|    | 1270800145       | 千葉県市川市南八幡4-2-5 いちかわ情報プラザ |            |              |
| 22 | ケアプランありのみ        |                          | 2025年1月1日  | 市川東部         |
|    | 居宅介護支援           | 272-0822                 |            |              |
|    | 1270806241       | 市川市宮久保4-29-15            |            |              |

## 令和6年度 介護給付費適正化事業について（報告）

国が示した『『介護給付費適正化計画』に関する指針』において、効果的・効率的に事業を実施するため、事業を重点化し、令和5年度までの主要5事業から3事業に再編された。  
このことから、本市においても、令和6年度より事業を再編した。

### 主な再編内容

- ・「住宅改修等の点検」は「ケアプランの点検」へ統合
- ・「介護給付費通知」は費用対効果が見込みづらいため、任意事業に位置付けられたことに伴い、全件発送を廃止し、希望があった場合のみ交付



## 介護給付費適正化主要3事業

| 1. 要介護認定の適正化                                     |       |    |                 |  |       |
|--------------------------------------------------|-------|----|-----------------|--|-------|
| ① 認定調査票の点検                                       |       |    |                 |  |       |
| 適正かつ公平な要介護認定の確保を図るため、要介護認定に係る認定調査票の内容の点検及び整合の実施。 |       |    |                 |  |       |
| ② 認定調査員への研修                                      |       |    |                 |  |       |
| 認定調査の質の向上、適正化及び平準化を図るため研修を実施。                    |       |    |                 |  |       |
| i. 認定調査員新規研修を実施                                  | [県主催] | 2回 | 令和6年4月・5月       |  | 35 名  |
| ii. 認定調査員適正化研修を実施                                | [市主催] | 4回 | 令和6年11月         |  | 109 名 |
| iii. 認定調査員現任研修を実施                                | [県主催] | 随時 | 令和7年1～2月（ワデマント） |  | 65 名  |
| ③ 介護認定審査会を対象とした研修                                |       |    |                 |  |       |
| 認定審査会の審査判定の適正化及び平準化を図るため研修を実施。                   |       |    |                 |  |       |
| i. 認定審査会委員現任研修を実施                                | [県主催] | 随時 | 令和7年1～2月（ワデマント） |  | 84 名  |
| ii. 認定審査会委員新規研修を実施                               | [県主催] | 1回 | 令和7年3月          |  | 8 名   |
| iii. 認定審査会委員適正化研修を実施                             | [市主催] | 2回 | 令和7年3月          |  | 93 名  |

## 2. ケアプランの点検、住宅改修の点検・福祉用具購入・貸与調査

### 【目的】

利用者の自立支援に資する適切なケアプラン作成を支援する。

### 【実施方法】

#### ○ケアプランの点検

国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにおいて、指導効果が特に高いと見込まれる帳票を活用する国の指針が新たに示され、事業所を絞り込んだ上で、効果的なケアプラン点検を実施する。

#### ○住宅改修の点検

支給申請については、事前申請書類を全件確認する。改修規模が大きく複雑であるケースや、提出書類からは現状が分かりにくいケース等については、工事着工前にリハビリ専門職が同席し訪問調査を行い、適切な工事であることを確認する。また、必要に応じてケアプランの提出を求め、ケアプランとの整合性の観点からの点検を行う。

#### ○福祉用具購入・貸与調査

国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにおいて、指導効果が特に高いと見込まれる帳票を活用し、訪問又はケアプランの点検により、福祉用具の必要性や利用状況を確認する。

### ○ケアプラン点検

| 実施年度  | 点検件数                     | 返還件数 | 返還金額     |
|-------|--------------------------|------|----------|
| 令和6年度 | 68件（住宅改修・福祉用具貸与訪問調査3件含む） | 6件   | 223,293円 |

| 帳票種類 | R6ケアプラン点検 内訳     | 返還件数 | 点検件数 |
|------|------------------|------|------|
| 給付   | 認定調査状況と利用サービス不一致 |      | 33   |
| 縦覧   | 短期入所半数超え報告書未提出   | 4    | 17   |
| 縦覧   | 例外給付未届出          |      | 5    |
| 給付   | 生活援助回数超          |      | 3    |
| 給付   | ケアプラン検証          |      | 2    |
| —    | 短期入所＋居宅療養 訪問他    | 2    | 8    |
| 合計   |                  | 6    | 68   |

### 3. 医療情報との突合・縦覧点検

#### 【目的】

請求誤り等の有無の確認を行い、誤り等を発見した場合、適正な処理を行う。

令和6年度より国民健康保険団体連合会において、保険者支援の拡充として、医療情報との突合」における点検項目の変更や、縦覧点検で国民健康保険団体連合会が点検を実施する帳票が2帳票から4帳票へ拡大。なお、国民健康保険団体連合会の点検内容は千葉県内の保険者は同一の内容。

#### 【実施方法】

##### ○国民健康保険団体連合会が実施した点検

##### (1) 医療情報との突合 (医療+介護)

国民健康保険団体連合会の点検結果通知をもとに、市川市が過誤調整等の実施の有無を確認し、医療と介護の重複請求の排除等を図る。

| 実施年度  | 返還件数 | 返還金額     |
|-------|------|----------|
| 令和6年度 | 31件  | 699,368円 |

##### (2) 縦覧審査結果の点検

国民健康保険団体連合会の点検結果通知をもとに、市川市が過誤調整等の実施の有無を確認し、介護サービス事業者等における適正な請求の促進を図る。

| 実施年度  | 返還件数 | 返還金額     |
|-------|------|----------|
| 令和6年度 | 93件  | 339,166円 |

##### ○市川市が実施した点検

##### (3) 月途中要介護状態変更受給者点検

月途中で要介護状態が変更になった受給者について、各々の要介護状態における受給可能日数と実際に受けたサービスを確認する。

| 実施年度  | 返還件数 | 返還金額 |
|-------|------|------|
| 令和6年度 | 0件   | 0円   |

##### (4) 訪問看護体制強化加算請求状況点検

訪問看護体制強化加算の算定要件の適合状況について、不適正と考えられる項目のある事業所を抽出する。

| 実施年度  | 返還件数 | 返還金額     |
|-------|------|----------|
| 令和6年度 | 83件  | 410,850円 |

##### (5) 中山間地域等提供加算算定受給者点検

被保険者の住所を確認し、加算請求の基準を満たしていないケースを抽出する。

| 実施年度  | 返還件数 | 返還金額   |
|-------|------|--------|
| 令和6年度 | 3件   | 2,567円 |